

日本占領下インドネシアにおける慰安婦

- オランダ公文書館調査報告 -

山本まゆみ、ウィリアム・ブラッドリー・ホートン

はじめに

慰安婦に関する文献、図書は近年数多く出版されているが、一次資料や信頼のおける資料を丁寧に検討して書かれた物は滅多に無く、多くは急速に変化する証言や新聞記事を、基本的資料にして書かれている。この状況は、公文書の欠如ということにある程度起因しているとはいえ、研究者や著者の政治的恣意により、戦史や慰安婦の歴史を容易に操ったり否定したりする結果を招き易くし、このことが歴史の中で慰安婦の理解を困難なものにしている。

既に周知されていることではあるが、オランダは他の国と比較し、BC級戦犯裁判で多くの日本人を「強制売春」容疑で起訴、有罪判決を下している¹⁾。このことから、オランダに所蔵されているインドネシア地域関連の公文書が、慰安婦に関する信頼の高い資料の1つであると思われた。オランダBC級戦犯裁判の売春に関する裁判の中でも、特に資料が多いスマラン慰安婦事件に関する判決文及び法廷尋問書は、『朝日新聞』がオランダ国立公文書館 [Algemeen Rijksarchief、略称ARA] から入手し²⁾、1992年8月30日付け朝刊でその一部を公開した。しかしながら、その後出版された図書または論文を見ても、十分に公文書を検証した研究はほとんど無いといった状況である。例外的に、1993年オランダ議会の第二院に提出するためオランダ政府内務省官僚バート・ファ

ン・プールヘイスト [Bart van Poelgeest]³⁾が調査、執筆した報告書があり、これは英語及び日本語にも翻訳され、慰安婦研究の叩き台になったといっても過言ではない⁴⁾。プールヘイストがおこなったオランダ所蔵の公文書調査は、閲覧した資料の広範さ、またその情報を迅速に発表したといった点に於いて未だに貴重な文献であるが、この調査には、いくつかの重要な問題点があることも指摘しておく。

第1に、プールヘイストの調査目的が、「強制売春」とオランダ人女性に関することのため、焦点がヨーロッパ人と印欧混血人 [Eurasian]⁵⁾に限られてしまっている。インドネシア人、中国人、日本人⁶⁾、朝鮮人女性に関する記述は、完全に欠落しているか、たとえ言及されても偶発的な記述のため、オランダの公文書館に非ヨーロッパ人の慰安婦に関する十分な資料が所蔵されているか否か、未回答のままになってしまった。第2にプールヘイストの調査の議論は、「強制」⁷⁾と「非強制」売春に分割する事の必要性から発展させなければならなかったため、この「強制」と「非強制」というカテゴリーのアプリオリによって、プールヘイストがいくら客観性を希求しようとしても、結局主観的な議論に終わってしまっている上、この単純な分割が当時の複雑状況を覆い隠してしまっている。このような問題のため、プールヘイストの調査は、多く「事件」に触れたこと以外では、インドネシアにおける慰安婦の全体像を描き出し

ているとは言い難い。

第3に、議会提出用に作成された政府文書という性格上、調査が政治的な文脈の中で書かれたものであるということは否めない。調査が政治的な物であるという事は例えば、オランダ、オランダ領東印度、また日本で売春は違法であったといった単純な歴史の誤認からでも明らかである。これは、反売春が全世界的な法律だったという歴史背景を「作り」、日本は「世界的に受け入れられた」制度に違反していたということを周知させる政治的意味合いがあった。ここで簡単に当時の状況を説明すると、1925年に日本は、婦人に対する強制売春募集及び未成年者⁸⁾の売春禁止をうたっている1904年及び1910年パリ条約の改正版を、また1920年ジュネーブ「婦女子売買禁止国際条約」を受け入れた。だが、日本が署名した条約には、年齢規定に関して植民地を除いており、その上この条約は、婦女子の「国家」間移動に関してのみの適用であったため、日本と日本の植民地間の「国内」売春を目的とした女性の移動は明らかに可能であったらしい⁹⁾。

オランダ領東印度の売春に関しても、プールヘイストの記述のような状況ではなかった。まず、公娼制度存在についてだが、1874年以降は自治体当局の責任下に置かれたものの、19世紀を通じて公娼制度は存続していた。軍人のための特別な娼館でさえもその当時存在していた。リアウ諸島にいた日本人娼婦はオランダ海軍から避妊・性病予防用の器具を提供されさえしていた¹⁰⁾。オランダ領東印度のような軍隊の娼館は新考案施設となり、日本でも、1918～20年のシベリア出兵の際、性病管理のため初めて作られるようになった¹¹⁾。1910年代になりようやくオランダ領東印度の状況に顕著な変化がおこった。公序良俗（公的道德）法の導入により、1911年に地方権力による（売春婦の）検診は中止になり、1913年には公娼制度に

終止符が打たれた。1913年以降、オランダ領東印度にいた多種類の売春婦の法的地位は不透明になったが、結果として権力が、小規模におこなわれている売春を規制する手段をほとんど失い、結局オランダ支配の終わる最後の年まで、売春は盛んにおこなわれたのであった¹²⁾。

しかし、たとえプールヘイストの調査や議論に政治的な背景があり、歴史的背景に不理解があったとしても、彼の報告書の調査価値を消去してしまうというわけではない。ただし、読者や研究者の注意深い丁寧な精読と、彼の使用した資料の再検討は最低限必要である。

第4に、プールヘイストは、調査報告書の文末に、オランダ公文書館所蔵の資料請求番号を参考資料として列挙しているが、引用資料の注が無いため、彼の報告書を指針として使用する研究者は、結局列挙されている膨大な参考資料をすべて検証する必要がある。また、注がないため、記述されている強制売春に関する1つの「事件」の説明が、例外的な1点の資料から再構築されているのか、或いは説明の正確性を期するため何点もの独立した報告書から議論されているのか、読者には判断しかねる点に問題がある。最後に、報告書には公文書に関する情報が（文末の請求番号以外）ないため、調査で使われた資料について、誰が回答者或いは尋問を受けた人物だったのか、またどのような趣旨で作られたのかといった資料の背景がまったく掴めず、漠然とした概観を得られるだけである。プールヘイストの報告書には単に「これらの資料は、ほとんどが戦犯と共犯者の責任を追及するパタピア臨時裁判法廷の証人、犠牲者、容疑者が提出した意見といくつかの判決文とそれに伴った資料からなっている」¹³⁾と記述するにとどまっている。故に、報告書の内容をそれ以上理解することがなかなか難しく、読者はプールヘイストの報告書の結論を信じるか否定するかのみ可能で

あり、資料をもとにしながら自分の結論に導く事は不可能になっている。

今回おこなったオランダ公文書調査の主な目的は、慰安婦に関する歴史再構築の基本である公文書の識別と検証であった。多くの公文書は日本人のBC級戦犯裁判準備のためか、共犯者の調査のために作成された資料であり、これらの資料は明らかに目的が戦後の文脈で形成され、当時の世論感情を象徴する資料であった。公文書の識別と検証という目的の為に今回のオランダ公文書館調査の結果を報告するにあたり、当報告書は2本の基本的柱 オランダに所蔵してある公文書の性格の説明、公文書から得た慰安婦や売春に関する説明 で構成した。特に第2点目は、それぞれの公文書館で検証した資料の短い引用を含め、インドネシアをいくつかの地区ごとにわけ、慰安婦や売春について短い説明と補足資料で紹介してある。さらに、外交資料、蘭印高等裁判所検事局資料、オランダ軍情報局、Vos de Wael 公文書コレクション等の公文書と戦争資料研究所資料を合わせ5種類の公文書から得た資料情報に関しては、それぞれの請求番号と短い説明を含め一覧表にまとめ文末に補足として添付した。検証した公文書の情報を、できる限り正確に紹介することを趣旨としている当調査の性格上、情報の「混乱」を防ぐため、できる限りオランダ公文書の情報だけを使用し記述した。既に出版されている文献、図書のデータと突き合わせる試みはしていないが、基本的参考文献は記述することにした。当報告書の資料情報量は、決してプールヘイストの報告書に代替する物ではないが、当報告書での資料情報の引用、具体的注、また補足の添付一覧表が一般読者の理解と研究者の今後の調査の一助になればと考えている。

当調査の主題である慰安婦¹⁴⁾ という用語に説明を加えると、慰安婦という用語は近年しばしば使

われるが、最近名乗り出ている元慰安婦の証言の中で彼女たちの経験を「強姦」と表現していることから、慰安婦の解釈に幅ができてきている。このため、解釈の混乱を避けるため、ここで改めて慰安婦の定義をすることにした。慰安婦とは、軍が所有、経営、監督、或いは指定した「慰安所」または売春宿といった特定の場所において、「性的なサービス」を提供する女性と定義する。誰が慰安所を使用したか、またその場所が慰安所であったか否か等は、慰安婦の歴史という課題の包括的な議論では重要なことだが、この定義のなかでは、これらの要素は慰安婦の判断材料に必要なではない。邦人が使用する事を主目的としている軍指定の個人所有売春宿でさえも慰安所と考えることができる。しかしながら、実際のところ、ある特定の売春宿、バー、レストラン、ホテルがどのように計画また設置され、誰が所有して経営していたか、またそれが軍の管理下に置かれていたかどうか確認するのは難しいことである。加えて、幅広い設置状況だったため、はっきりした区別はほとんどないに等しかった。そのため当調査では日本占領下のインドネシアにおける売春に関する記述のある資料はどれでも、その情報内容が慰安婦に関連するものと考えた。邦人男性の愛人と慰安婦の違いさえも曖昧で、特に募集方法は関しては、概して同様の手法でおこなっていた。しかしながら、1つだけ明白に異なっていることは強姦である。強姦は個々人の性的暴力であり、組織が計画し実行したものではない。個々人の性的暴行の犠牲者である強姦の被害者は、被害者が慰安所の中にいた例を除いて、慰安婦の定義の枠外とする。

ここで少し調査の経過を説明すると、当調査は、1998年(財)女性のためのアジア平和国民基金の依頼により約6週間に亘り実施した。3ヶ所のオランダ公文書館に所蔵されている公文書を閲覧、識別、検証した。限られた時間と多量の公文書の

ため、プールヘイストが報告書作成の際当たった資料の一部の検討にとどまった。閲覧した資料は、社会的に敏感な内容のため、また個々人のプライバシーを保護する必要性のため一般公開はされていない。プライバシー保護のためオランダの法律により、各公文書館が慰安婦関連の公文書資料の閲覧許可、閲覧した公文書から得た情報の回覧及び出版等の許可に厳しい制限をつけている。加害者及び被害者個々人の名前は社会的に敏感であり、その影響力を考え個人情報の保護に慎重な配慮がなされている。このようなことから当報告書でもやはり、オランダのプライバシー保護の立場を尊重、踏襲した¹⁵⁾。

本文に移る前に、調査した資料の性格を説明する意味も兼ね、それぞれの公文書館の特徴を紹介する。

1 公文書館

オランダの慰安婦関連の資料は、次の3ヶ所の公文書館に所蔵されている。大半の政府組織、個人の公文書が保管されているハーグにある国立公文書館 [Algemeen Rijksarchief、略称ARA]、日本占領期の資料の他、回想録や戦争に関連する研究に必要な資料が集められているアムステルダムの国立戦争資料研究所 [Rijksinstituut voor Oorlogsdocumentatie、略称RIOD]、そしてハーグにある外務省公文書室 [Buitenlandse Zake、略称BZ] である。

上記の3館の中では、国立戦争資料研究所 [RIOD] が一番資料整理がすすんでいる。RIODに所蔵してある1942～45年のインドネシアに関連する資料の量は、厚さにすれば40メートルにわり、加えて約180人分の日記、約1万点の写真、無数の雑誌と小規模の図書館を有している¹⁶⁾。閲覧許可を公文書閲覧責任者から得た後、公文書館

員が利用者の調査対象資料を探し、閲覧室に持ってきてくれる。公文書館員の補助を基本にしたRIODの閲覧のシステムは、利用者が数週間から数ヶ月という短い期間で、迅速に最重要な資料を閲覧する事を可能にしているが、これはあくまで公文書館員が認識している資料のみの閲覧のため、自分の研究に必要な資料を探し出すためには、実際かなり長い期間を要する。

RIODでの興味深い資料の1つに、多量に保管されている戦争中の諜報活動の情報を集めたオランダ軍情報局 [The Netherlands Forces Intelligence Service、略称NEFIS] の報告書がある。英語で書かれたこの報告書は、主に戦争中捕虜となった連合国の敵国 (邦人) の兵士、インドネシア人兵補、インドネシア人市民の尋問から得た情報で、慰安所の所在地及び女性の移動といったことを含む幅広い事項に亘り、短い文章で端的に情報を記述してある。率直なところ、書かれている内容を過大に信用することは危険ではあるが、内容が他種類の報告書、戦後に書かれた回想録や手記の内容と一致する場合も多々あることは確かである。今回の調査では、RIOD所有のオランダ軍情報局資料の一部を閲覧、そのうち2点に、マラン、カリジャティ、スラバヤに軍慰安所があったことが記述されていた。ここには少ないながら日本語の資料も保管されているが、当調査の閲覧許可はプールヘイストが使用した資料に限るという制約があり、調査当初これら日本語の資料の閲覧許可が下りなかった為¹⁷⁾、今回の調査では調査対象にできなかった。

国立公文書館 [ARA] には、売春及び慰安婦関連の資料が、いくつかの異なる公文書に所蔵されている。それぞれの公文書自体かなりの量がある上、記述のある資料は散在している。さらに、各々の公文書の出所が異なっているため、性質も異なっているということは、調査段階で最低限知

っておく必要がある。最初に紹介する公文書は、蘭領印度高等裁判所検察局公文書1945～1949年 [Het Archief van de Procureur-Generaal bij het Hooggerechtshof van Nederlands-Indie, 1945-1949、略称PG] である。このPGは、プールヘイストが報告書を書き上げた後、整理し直され請求番号が変わったため、彼の報告書に使った資料を確認するには困難をきたした。さらに、プールヘイスト報告書には参考資料として、92点の資料番号が列挙されているが、その番号を「新旧整理番号の対照表」に照らし合わせてみると356点の資料になり、これはPG全体の24%におよぶ。第2番目の、蘭領印度総督府官房室公文書 [Algemene Secretarie、略称AS] だが、ここには広範囲の資料があり、中でもスマラン、ムンティラン、プロラ事件等¹⁸⁾に関する日本人将校を始め、元オランダ植民地人や他のアジア人、民間邦人等の裁判関係資料は既に知られていることである。公文書の一部を既に日本人研究者が紹介していることや調査の時間を考え、今回の調査ではこの公文書は閲覧の焦点から除外した。第3の公文書は、オランダ軍情報局公文書（略称NEFIS）である。ここで所蔵しているNEFIS文書は、国立戦争資料研究所 [RIOD] が所蔵しているNEFIS資料とはかなり性格が異なるもので、主な資料は戦後作成された個人情報ファイルであり、個人のプライバシーに關することが書かれた資料が多いのが特徴である。

第4の公文書は、A.F.X. Vos de Wael氏 [略称Vos de Wael] の公文書である¹⁹⁾。この公文書の中で興味深い資料は、戦後オランダ領東印度からヨーロッパへ引き揚げる途中、オランダ人民間人に対してキャンディー（現スリランカ）²⁰⁾でおこなった尋問資料である。また民間人に対しておこなったジャワでの尋問資料もある。尋問された民間人元抑留者や元捕虜は1942～1945年の間に抑留或いは収容されていたため、売春、慰安婦につい

での尋問内容はヨーロッパ人また印欧混血人女性の売春周旋、あるいは日本人男性の女性愛人の徵募に關した記述が多い。最も一般的な情報内容は、女性が数ヶ所の抑留所からスマラン市内にある4軒の慰安所に連れて行かれた、「有名な」スマラン慰安婦事件であるが、バーやホテルそして日本人への女性の補充に關係した人々について秘密裏に調査した身上書も含まれている。類似した内容の資料は他の公文書でも見つかったが、この公文書ほどまとまっていたはいない。第5番目は、外領省身上調査部 [Het Bureau Antecedentendersoek van het Ministerie van Overzeese Gebiedsdelen、略称BURAM] である。BURAMは給料の月額が1,000ギルダー以上的高级官吏、及びインドネシアに出入「国」した個々人の身上調査情報が集められた資料である。最後に、今回は調査対象にしなかったが、国連戦犯委員会公文書 [The United Nations War Crimes Commission、略称NWCC] がある。NWCCの中にはロンドンへ送付した資料も保存してある。

オランダ軍情報局 [NEFIS] の戦争中作成した資料も含め、外務省公文書室 [BZ] も、やはり慰安婦關連の重要な資料を所蔵している。今回の調査では、わずかな資料のみ検討する事ができたが、BZ所有のものは、他館とはかなり色合いの違う物があった。このことは文末の資料一覧表を参照にしていきたい。

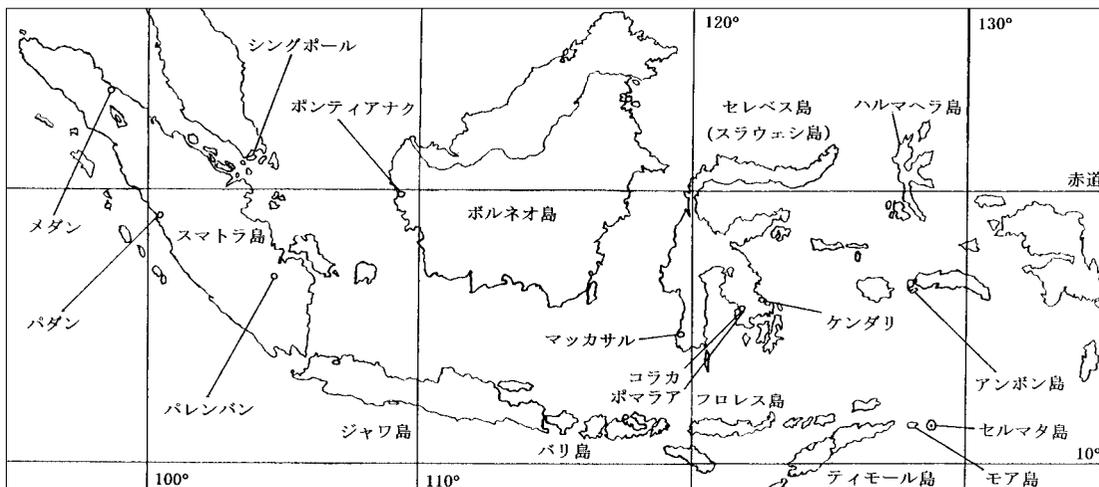


図1 インドネシア全図

2 慰安所の統制

慰安婦制度に関する現在の議論は、それぞれの軍司令部による異なった軍政での相違点に関しては十分に考察されていない。1942年3月8日オランダが日本に無条件降伏をした後、インドネシアは3つの軍政区域に分けられた 陸軍第16軍(治)が管理するジャワ、 陸軍第25軍(富)のスマトラとマレー半島ただし第25軍は当初シンガポールに司令官本部があり後の1943年5月独立してスマトラのプキティンギに司令官本部を移動、海軍南西方面艦隊がその他外海の島を管轄した。一般に、当時東南アジアは日本の生命線と呼ばれ、日本の南進の主たる目的は石油やゴムといった資源の確保のためと言われている。とりわけ第25軍と海軍の勢力圏では、資源の確保が最大の目標であったが、ジャワは物的資源に加え人的資源の宝庫とも目され、人的資源を「獲得」するため、第16軍は人々を日本に協力するよう納得させるため、民心把握を基本統治方針の1つに掲げ、人間関係には比較的注意を払っていた。これら3つの地域において、侵略の目的と慰安所設置規則や制度との間に何らかの関係があるかどうかは、まだはっきりしていないが、異なる軍政の間に微

妙な違いがあったことは明らかになった。

1938年3月4日付け陸軍省兵務局兵務課起案(陸支密第745号)の「軍慰安所従業婦等募集二関スル件」によると、「将来是等ノ募集等二当リテハ派遣軍二於テ統制シ...其実施二当リテハ関係地方ノ憲兵及警察当局トノ連繫ヲ密ニシ...」とそれぞれの軍に慰安所の設置及び管理の責任を示している²¹⁾。慰安所或いは慰安婦に関する規則の文書は、スマトラから分離した後(実施は1943年5月)のマレー半島の馬來軍政監部軍政規定集第3号で1943年11月11日付けで部内一般に通達している。この「慰安施設及旅館営業取締規定」には映画館、バー、レストラン、ホテル、慰安所といった慰安施設に関する税金の徴収を含む細々とした経営管理から、芸妓、酌婦の雇用契約規則にいたる点まで網羅してある²²⁾。このことは軍再編成の前後に何らかの問題があったとも考えられるが、基本的考えは再編成前の軍政から引継がれたものと考えられる、故に分離したといえどもスマトラの第25軍も同様の考えをもっていたとも考えられる。しかし、現在までの調査からスマトラの第25軍は文書化された規則は出していないようである。ジャワ第16軍の慰安所設定や管理に関する規則も、文章として発表されていないようではあるが、慣習

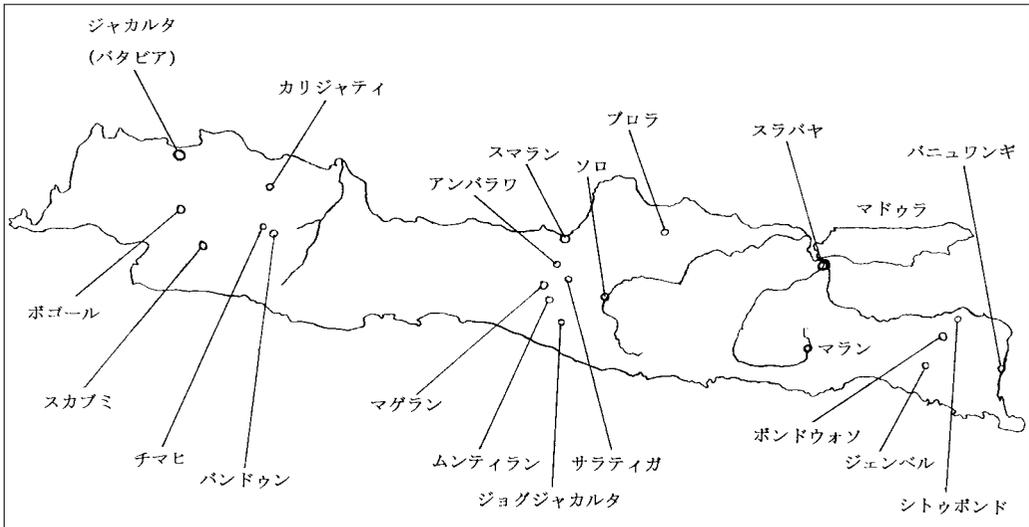


図2 ジャワ島

的に、設置また営業に関しては種々の条件を満たしていれば（詳細は後述）兵站将校から許可を受け慰安所設定が可能になっていたようである。慰安所に関する規定が充分周知あるいは文書化されていなかった上、民間抑留所の管理管轄が軍政監部に移管される混乱の中、憲兵隊の通常の任務であるはずの抑留者を慰安所で使用するような違反行為に対する制止があまりなされなかったようではあるが、このようなことは、第25軍のスマトラの憲兵隊では行われていたようである。ジャワでは、個人の利害や治安の機能という理由で現地の憲兵隊が地位の乱用を行った小さな事例もあった。このことは、後述するスマランからフロレス島への連行事件にも見られる。海軍の勢力地域では、海軍特別警察隊〔特警隊〕や憲兵隊が、慰安所の設置や慰安婦になる女性の募集に、直接的に関与していたようである。これは、他地域と著しく異なる点である。東部インドネシアの地域は、他のインドネシア地域と異なり実際の戦場になっていたため、長い期間複数の部隊が駐屯していたため、長い期間複数の部隊が駐屯していた。そのため慰安所の設置また慰安婦の徴募には、いろいろな方法がとられたようである。

オランダ公文書館所蔵の慰安婦に関する資料は

日本軍政下の3地域によって質も量も異なっていた。この事は、オランダが作成した公文書の性格に鑑み、各地域のヨーロッパ人の人口の違いにも関係しているが、上記したように慰安婦制度あるいは慰安所設置に関して地域ごとに異なっていたということにも理由があったように思われる。このようなことから、慰安婦についての調査は今後地域毎に精査していく必要があると思われる。

3 ジャワ

1944年初頭、中部ジャワの複数の婦女子抑留所やスマラン市で、ヨーロッパ人及び印欧混血人の「婦人や少女」が、強制的に慰安婦として連行されたという比較的知名度の高い事件が多発した。しかし、このような「事件」はジャカルタでは、長期にわたり起こっていた。これら個々の事例の詳細は後述するが、オランダBC級戦犯裁判になったようなスマラン慰安所事件を含む中部ジャワやジャカルタの事例は、日本占領期ジャワ全体を通して見ると比較的希な出来事であった。しかし、たとえ希少なものであっても、この事件に関するオランダBC級戦犯裁判の資料は、陸軍第16軍兵

站部の責任者が取調官に供述した文書をもとにしており、ジャワの慰安婦の概要を描き出す資料としては価値の高いものである。兵站部責任者の証言によると、慰安所設置の許可は、慰安婦になる女性が志願者である事また日本語とマレー語で書かれた趣旨書に本人の署名がある事を満たしているということが条件であった。兵站将校が慰安所設置の許認可を持っていたため、この兵站部責任者の証言はスマラン慰安所事件の戦犯裁判の判決にも影響を及ぼした²³⁾。判決文には、この将校の証言を引用している箇所があるが、証言資料の全文はまだ見つかっていない。実際この証言資料が存在すれば、この将校の(判決に影響を与えるほど)豊富な証言内容は第16軍の認可慰安所の政策の中身を知り得ることが可能であろう。第16軍占領下のジャワで起きた他の事例の資料は、まとまったものはなく、誰が誰の許可で慰安所を設置したか、「娼館」は許可を得た慰安所だったのか、どのように女性を募ったのか、また集められた女性たちは誰だったのかなど多くの判り難い点がある。事実、何点もの公文書に矛盾点が見られる。たとえ1つの事例を記述した資料が複数あったとしても、それが1つの情報源からの情報で、検討されず使用し、新たな資料として作成され、短絡的に結論を出しているにすぎないものなら、そのような多くの資料はむしろ慰安婦に関することがなにかあったのかもしれないといった程度の警告を発する役割をしているにすぎないのである²⁴⁾。

今回の調査で検証したジャワの慰安婦に関係の資料は、情報に限りがあったが、小規模な慰安所、「バー」、そして他の性的サービスを提供していた施設が比較広範囲に存在していたという証拠は見つかった。いくつかの報告書から、スラバヤ市内には何ヶ所もの売春専用地区があったらしく、その地区が軍の設備に近接していることやその規模の大きさから、おそらく許可を得た慰安所で軍当

局から厳しく監視されていたと思われる²⁵⁾。バンドン、マゼラン、ソロ、マラン、スラバヤなどの都市に位置した何軒ものホテルが、慰安所として運営されていた²⁶⁾。ジェンベル [Jember] にあった「バー」も1942年から1943年まで似たような機能をもっていた。キリスト教徒のメナド人がスマランで所有していた、カロリナ・バー [Carolina] やレストラン数軒は、常連の日本人や中国人客のために慰安所にもなっていた²⁷⁾。また他の資料によると、ソロにあった旧オラニヤホテル [Oranjehotel] は、日本占領期には軍慰安所フジ・リオカン (富士旅館?) になり、そこには複数の「バー」もあったようだ²⁸⁾。この慰安所フジ・リオカンは、インドネシア人の慰安婦のことを説明するとき、他の公文書の中でしばしば引用されていた。カリジャティ飛行場の慰安所に関しての詳細は後述するが、1943年には既に設置されていたようである。サラティガにあったシン・コー・カン [Sin Ko Kan] 婦女子抑留所では、子供たちが毎朝抑留所の周りに捨てられていた使用済みのコンドームを目にするので、この事が若い母親の頭痛の種であったと記述されている²⁹⁾。戦争中のオランダ軍情報局 [NEFIS] の資料には、慰安所にいた女性がインドネシア人であったという記述が頻繁にでてくる。また、日本人、中国人、印欧混血人が慰安所にいたという報告もあった。

女性の徴募に主題の焦点を当てている資料も数点見つかった。印欧混血人やヨーロッパ人が、周旋業やホテルの経営に関わっていたという資料もあったが、これは全体から見れば比較的少数の出来事のようなであった。多人種・多民族で構成されていた警察³⁰⁾ また憲兵隊も、ケースによっては関係があった。慰安所に関する確固とした証拠は減多に無く、記述のある資料でも、せいぜい1行か2行程度で、ヨーロッパ人の戦後の証言か、第2次世界大戦中に連合軍が捕まえたインドネシア人

等に尋問した結果をまとめた程度のものであった。また、比較的長文の慰安婦に関する公文書は3ヶ所の公文書館に散在して、まとめて保存されてはいない。

オランダ情報局 [NEFIS] の報告書について言及するなら、この報告書はどの程度正確性をもっているのか不明であるため、研究者が使用する際には十分注意を払う必要がある。しかしNEFISの資料としての価値は、戦犯裁判資料や戦後調査でヨーロッパ人や印欧混血人にかかわることに焦点を絞って作られた文書とは異なり、歴史の欠落部を埋めるということに鑑みれば、NEFIS資料の価値の高さは次に掲げる引用文からでも理解できる。例えば、数人のインドネシア人兵補の尋問を元にして書かれた報告書には³¹⁾「マランでは、未婚の原住民 [natives] の少女が、日本人将校の不道德な使用目的で調達され、数軒のホテルへ連れて行かれた。多くの回答者が、1943年7月頃には、既にカリジャティ飛行場の慰安所が開設していたことを証言している。少女たちは50セントで、日本兵を受け入れさせられた。少女たちは監視され、毎週身体検査を受けさせられていた。病気になった者は、新しい少女に代えられた。施設には通常少女15人、日本人300人程度がいた」。また、メナド人の男性の尋問調書には³²⁾、次のような説明があった。「スラバヤ市内のバクミ通り [Bakmistraat] にあった旧グランド・ホテルへ、将校や、准将、軍曹を運転していくように命令された。ここには、日本軍人相手の慰安所があり、収容されていたのは全員が日本人少女であった。もう1ヶ所の立ち入り禁止区域は、日本人陸軍将兵用の慰安所のあった地域で、プリンス通り [Prins Straat] の西側沿い全域から、ロウデン通り [Louden Straat] も包含した西2区画の地域であった。ロウデン通りの南北両端は閉鎖されていたため、プリンス通り以外から入ることはでき

なかった。周囲は3メートル以上の高さの竹製の塀で囲われていた。ここでは、インドネシアのありとあらゆる人種の女性が慰安婦になっていた。また、陸軍のどのランクの人間もここに来ていた」。

4 スマラン スマラン慰安婦事件

インドネシアで起こった最も知名度の高い「慰安婦」に関する事件は、1944年初頭アンバラワとスマランに位置したアンバラワ第1または第6抑留所、アンバラワ第9抑留所、ハルマヘラ抑留所、ゲندانガン抑留所という4ヶ所の民間人抑留所から、印欧混血人とオランダ人女性約35人を慰安婦にするため連行した事件であった³³⁾。事件は、抑留所の管理を軍政監部から軍司令部つまり、行政官から軍当局に監理を移管するという通達が出された1943年11月3日と移管を施行した1944年3月1日の間に発生した。アンバラワ第1或いは第6抑留所で選ばれた女性によると、1944年2月23日、抑留所中庭に17歳から28歳までの女性全員が並ばされた後、1人ずつ抑留所事務所へ出頭しなければならなかった。2月24日には、再選考のため、前日並ばされた女性のうちから20人が事務所へ出頭しなければならなかった³⁴⁾。2月26日に、10人の女性とその抑留所から連れて行かれ、他の抑留所からの女性たちと共にスマラン市内のカナリ通り [Kanarielaan] に位置する1軒の建物へ案内され、そこで日本語で書かれた趣旨書に署名するように強要された。同日あるいは2～3日後、その建物内で再び選考され、それぞれがスマランにある4ヶ所の慰安所へ連れて行かれた。

他の抑留所でも同様の経過を辿っていた。それぞれの抑留所では、日本人男性の一団が若い女性を選考する際、趣旨を知らされていない抑留所のリーダーが渋々ながらではあるが協力し、おこな

表1 慰安所名称と所在地⁴⁰⁾

慰安所名称	所在地	旧建物名称
日の丸	ブラカン・ケブン通り [Belakang Kebon] ⁴¹⁾ 。 ホテル・ドゥ・パビリオン [Hotel du Pavillon] (所在地ボジョン [Bodjong] 11番地) 裏手。	中国ホテル、ホア・ユ ー [Hwa Yoe]。
青雲荘または双葉荘	チャンディ・バル地区パラレル通り [Paralelweg] にあるホテル・スプレンドिट [Hotel Splendid] 向い。	
スマラン倶楽部	ヘニー通り [Genielaan] 8番地。 後日、ニュー・チャンディ通り [Nw. Tjandiweg] 34番地に移動 ⁴²⁾ 。	ホテル・スプレンド िट建物内。 後日、ホテル・ヴァ ン・ブリュッセル [Hotel van Brussel]に 移動。
将校倶楽部	ウイ・ティヨン・ピン通り [Oei Tiong Binweg]。	

われた。抑留所の女性達に、協力しなければなら
ないように仕向けるといったように強制の度合い
もかなり幅があった。一方、アンバラワ第8抑留
所(別称スモウォノ抑留所)、バンコン抑留所、
ランペルサリ抑留所といった所では、抑留所の婦
女子の強力な抵抗により若い女性たちが連れ去ら
れるのを未然に防ぐことができた。ゲダンガン抑
留所のように、年上の女性たちが志願することで、
若い女性たちが助かった事例もあった³⁵⁾。

抑留所から女性を調達し慰安所を開設するとき
は、第16軍軍政監部長官から出されたガイドライ
ンに従い兵站部将校が許可を出すようになってい
た。このガイドラインには、慰安所の許可を受け
るには、女性が自分の意志で働くこと、趣旨
を示した文書に本人の署名があること、定期的
な身体検査をおこなうこと、定期的に金銭を支
給することという条件を満たしていなければなら
なかったようである³⁶⁾。実際、4ヶ所の抑留所の
女性徴募には、複数の将校と慰安所の支配人また
は慰安所経営者が関わった。慰安所では、1週間
に1度医師が慰安婦の身体検査をしたが、十分な
治療はほとんどせず、検査にあたった医師が強姦
することさえあった。

慰安所の経営者や支配人は、当時全員が20歳か

ら40歳(1903年から1923年生まれ)の内地出身の
日本人であった。少なくとも2名は、日本がイン
ドネシアを占領したわずか数ヶ月後にはジャワに
上陸し、1人はバーと慰安所を、もう1人は慰安
所を開いていた³⁷⁾。

スマラン事件の慰安所は、東京から1人の将校
が(抑留所移管後の様子を視察)調査に訪れたと
き、女性たちの意志に反し慰安婦として働かされ
ていることを知らされ、間もなくジャカルタの軍
司令部の命令により閉鎖に至った³⁸⁾。結局、慰安
所の営業は2ヶ月余で閉鎖された。ここで働かさ
れた女性たちは、その後ボゴールのコタ・パリス
抑留所に移動させられ、そこで特別な医療手当て
を受け、家族との再会を果たした。当時スマラン
在住の日本人医師によると、それから3ヶ月後、
印欧混血人女性を使い、同じ場所で慰安所が再開
業をすることになったという。更に1つの慰安所
の経営者は、1943年1月から終戦までの約2年半
の間、スマラン州知事の依頼により慰安所を営業
していたと説明している³⁹⁾。スマラン慰安所事件
の慰安所の名称及び所在地は表1の通りであった。

このスマラン事件の関係者のうち、バタビア戦
犯裁判で13人に求刑が言い渡され、1人の極刑を
含め11人に有罪という判決が下された。バタビア

BC級戦犯裁判のスマラン慰安婦事件の判決文と関連公文書資料の数は、既にオランダ語の原文とその日本語訳が日本国内に紹介されている⁴³⁾。判決文には、警察が作成した証人及び被害者の尋問調書の短い引用があり、これは1944年の事件状況だけでなく、1947年から1949年までBC級裁判でどのような種類の証拠が採用されたかという事を研究者に提供している。抑留所からの犠牲者と数件の証人尋問は単に女性の徴募の状況を繰り返し、名前を列挙したにすぎないが、いくつかの資料には、慰安所の状況が詳細に記され、慰安所のように理解する手がかりになった。

何人かの女性は、金銭を受け取ることを拒否したが、他の女性は金銭を受け取り、慰安所の会計係りに直接、或いは誰か知り合いに頼み「予約」を入れるといったことで間接的に支払い、女性たちは受け取った金で自由な時間を得る事も可能であった。将校俱樂部では、1晩に1人の男性を取らされていた。男性は4ギルダーを（慰安所の会計に）支払い、慰安婦は1ギルダー1セントを受け取っていた。この金で食べ物や衛生用品を購入していたようである⁴⁴⁾。1944年4月頃、スマラン俱樂部から慰安所日の丸へ移った1人の女性は、一般邦人や軍人は、1時間あたり1ギルダー50セントの券を買い、その時空いている女性を自由に選べたと証言している。女性は45セント受け取り、この金は「慰安所で働いている原住民の女中」⁴⁵⁾に頼んで食べ物を受け取り、慰安所で出される不味い食べ物を補っていたという。彼女が最初いたスマラン俱樂部では、メナド人男性が働いていた。スマラン俱樂部では、常に強姦や暴行の話で持ち切りだったが、時々親切な人、慰安婦との性交渉を拒否する人、少しでも楽に生きていくための要領を教えた人たちの事も話に出てきていたという。一例には、スマラン在住の1人の女性が、慰安所に入れられている妹に菓を送ったり、1人の

民間日本人の知り合いに「予約」を入れてもらい、少しは慰安婦の妹を守ることもできた⁴⁶⁾。あるヨーロッパ人医師は、性病の治療をした女性から無理矢理慰安所へ連れて行かれたことを聞かされ、すぐに1人の日本人患者に慰安所にいる女性を助けてくれるように頼んだという⁴⁷⁾。慰安所に隣接していたレストランが何軒もあったが、そこで出されていた飲食物等は不明であったが、レストランで働いていた印欧混血人やインドネシア人の女性たちが以前慰安所で働いていたと示唆する資料はあった⁴⁸⁾。

スマラン慰安所事件の資料所蔵に関して言及するとすれば、バタビアBC級戦犯裁判の公判に直接関係のある資料が中心である。国立戦争資料研究所 [RIOD] が最もまとまった形で資料を保存している。RIODの資料は、被告人や他の日本人の尋問調書、警察の調書、民間人抑留所にいたヨーロッパ人及び印欧混血人等からの情報資料に加え判決文である。このような資料とは多少性質の異なる資料が、外務省公文書室から見つかった。スマラン慰安所の計画から開設にいたるまで深く関与していた容疑でオランダから追及された1人の将校が自殺したときの遺書である⁴⁹⁾。他の資料と比較し、遺書には、あまり信憑性のない慰安所開設計画経過の状況が、慰安所の実施状況とともに記述されている。またこの事件に関して、上官としての責任を示唆している。多種の証言資料尋問調書があるなかで、やはり事件経過の概要に関して言えば、裁判所が文書を見直しまとめあげた、納得のできる情報が提示されているという点からも、スマラン慰安所事件判決文3点が一番信頼できる資料といえよう。

5 ムンティランからマゲランへ

複数のヨーロッパ人抑留所リーダーの記録から、1943年12月あるいは1944年1月に日本人抑留所所長、マゲラン州長、憲兵数人、在住民間日本人数人がムンティラン婦女子抑留所を訪れ、リーダーは、その際不本意ながら協力して若い女性のリストを作ったという⁵⁰⁾。抑留所リーダーたちは、日本人が指名した若い女性の名前を書き、あとで名簿にしタイプするように依頼された。1月の下旬に、名簿に名前が載っている女性たちが事務所に呼び出され、働く意志があるかどうか聞かれた。後日、1944年1月25日に日本人は名簿を使い名前の載っている女性を抑留所内の教会へ集合させ、医者に心臓、足、目等の身体検査をさせた。外で抑留所リーダーや母親たちが待っている中、15人の若い女性を選ばれた。この15人は、荷造り用に30分の時間を与えられ、無理矢理抑留所から⁵¹⁾、マゲランにある将校たちの宿舎へ連れて行かれた。その後、ヨーロッパ人の抑留所運営委員は、以前スラバヤで日本人と関係があった「道徳観念に乏しい」女性達のリストを作り、若い女性の身代わりにさせた。身代わりにさせられた女性たちは、それ以降他の女性たちから「志願者」と呼ばれるようになった⁵²⁾。1月28日になると、この「道徳観念に乏しい」女性たちが集められ、前回選ばれた若い女性達と共に、日本人の抑留所管理官が待機している地元の警察署へ連れて行かれ、再度選考が行われた。2人の「志願者」と2人の「選ばれた」女性が抑留所へ帰され、結局約13人の女性たちがマゲランへ送られることになった。身体検査、強姦、慰安婦として働くように強要された⁵³⁾。戦犯裁判では、この件でも検察側が個人を訴追しようとしたが、結局、十分な条件が整わず無罪に終わっている⁵⁴⁾。

追記すれば、これはマゲランの最初の慰安所で

はなく、1942年には元ホテル数軒が慰安所になり、支配人や周旋屋としてチェコ人やスイス人も働いていたという事である⁵⁵⁾。

6 スマラン市内からフロレスへ

1944年4月半ば、スマラン市内で熱心に慰安婦になる女性を募集した。警察と憲兵が地元の印欧混血人の仲介人と一緒になって女性を連行し、指定した日時に警察署まで出頭するように命令した。警察署では、演説の後、女性を選考し、身体検査をし、スラバヤへ移送した。旧ホテル・スプレンドिटの慰安所（スマラン慰安所事件に関与したスマラン倶楽部）は、この時にも使用されたとの記載がある。7人の女性は「ヨーロッパ人」であったが、1人の中国人と多数のインドネシア人女性も同時に選ばれた。プールヘイストは、以前にホテルやレストランで働いたことがあると思われた女性は、警察や憲兵から「不人気」だったと述べている。約2ヶ月後、選ばれた女性たちは3人の日本人男性とフロレス島へ向けて出港した。彼女たちは、1945年6月頃までフロレス島の慰安所で働かされ、その後解放されジャワへ戻ることを許された。今回検証した公文書に関しては、1946年に1人の女性がオランダ調査官にこの件に関して言及した1点のみ検証したが⁵⁶⁾、プールヘイストの報告書から、このフロレス島の事例に関してはまだ多くの公文書が存在しているようである。更なる調査をおこなうことにより、軍慰安所や東部インドネシアの慰安所へ、どのような経路で送られたかなど明らかになっていくと思われる。

7 ジャカルタ（旧バタビア）

1946年から始まったバタビアBC級戦犯裁判の

初期に、1人の日本人男性の裁判があった。彼は戦前の1920年から1941年11月までバタビアに住み⁵⁷⁾、1942年6月に曙俱樂部というレストランを、そして1943年9月にはバタビア市長の命を受け⁵⁸⁾、桜俱樂部、別称ガン・ホーニング[Gang Horning]慰安所という一般邦人向けの慰安所を開業した。この日本人経営者には、行政側から強い圧力がかかり、慰安所を開業することになったが、本人は日々の事業経営から遠のき、この男性のヨーロッパ人愛人が大抵の事を一手に引き受けていた。大勢の印欧混血人を含むヨーロッパ人が雇われていたが、通常、女性の募集は最初にレストランで働くということで雇用し、その後強要し慰安所に移動させた。BC級バタビア戦犯裁判では、愛人兼支配人のヨーロッパ人女性が、憲兵隊が懲らしめに来ると女性を脅していたことと、女性たちが慰安所にいることがその経営者の利益に大きく関わっていたという理由から、彼の責任が追及され、結局、「強制売春の戦争犯罪」⁵⁹⁾で有罪の判決が言い渡された。この曙・桜俱樂部事件は、バタビアBC級戦犯裁判のなかでも数少ない「強制」売春裁判の1つであるが、その少ない中でも軍があまり関与していなかった事件は、このケースだけであった。

ブルヘイストは報告書の中で、ヨーロッパ人「マダム」の記述があるものの、日常の事業経営や女性の募集、女性への脅しを行ったこの「マダム」の役割の記述は避けながら、日本人経営者を「ひも」と言い切っている。国立戦争資料研究所所蔵のこの資料は、公式な裁判記録で、数点の被告人尋問調書と判決文からなる。資料はこの男性を有罪判決に導き出すために作成されたものであるが、それぞれの資料は豊富な情報を含んでいるため、次にあげる7項目のような調査に関しては有意義な資料であると思われる。曙俱樂部と桜俱樂部の関係、慰安所の開設にあたりバタビア

市長とその秘書の役割、慰安所の管理での憲兵隊の役割(1ヶ月に1度管理検査が実施されていたという)、ヨーロッパ人(含む印欧混血人)慰安婦の始まりとヨーロッパ人慰安婦募集の形態と状況、多数のヨーロッパ人によるレストランと慰安所の運営、慰安所を辞めると憲兵から罰を受けるという決まり文句とその影響力、慰安所の日常的機能等。

曙・桜俱樂部のバタビア(特に民間抑留所から)と中部ジャワでの慰安婦募集は、数人のヨーロッパ人仲介人の手助けで、この愛人兼支配人の主導で行われていたが、日本人経営者も何度となく中部ジャワの慰安婦「募集旅行」に参加していた。女性たちは、「自分たちの自由意志」で慰安所の仕事に加わる事を条件とし、身体検査は必須、公式には17歳以下の女性は慰安所で働けない(だが最低でも、2つの事例でこの規則は歪曲されていたが)、女性たちは月給の他に客からの花代の歩合を受け取るような条件であった。結局のところ、バタビア抑留所から集められた女性たちのうち何人かは戦前から娼婦だったといわれていたので、比較的広範囲に(戦前から)ヨーロッパ人娼婦が存在していたと思われる。しかし、それでも何人かの女性はウェイトレスになるか1人の特定の男性とだけ性的関係を持つものと信じていたようである。極度な貧困状態が、慰安所で働く1つの引き金になっていたことは明らかである。一度慰安所へ入ると、女性たちはそこへ止まるように強硬に圧力をかけられ、慰安所を離れる許可は決してもらえず、逃げ出そうとした女性たちは直ちに官警に逮捕され短期拘留された後、慰安所に一度戻されてから慰安所を解雇された。

重要な事として、バタビア曙・桜俱樂部の裁判記録が、公娼制度と慰安婦制度の境界がいかに曖昧なものであるか示していることである。確かに、当時ジャワは軍政下ということもあって、軍は設

表2

パタビア慰安所等	人 数	「慰安婦」年齢等（順序不同）
チョコ・クラブ・マンガライ [Choko Club Manggarai]	4人	27歳、40歳、21歳、28歳。
テロツ・ベテン（軍司令部） [Telok Beteng]	9人	24歳、23歳、32歳、28歳、30歳、25歳、22歳、25歳。
シリカワ [Shirikawa]	7人	33歳、34歳、30歳、35歳、27歳、29歳、39歳。
サクラバー [Sakurabar]	10人	32歳、28歳、33歳、51歳、37歳、25歳、34歳、23歳、29歳、1名 年齢不詳。 内2名はインドネシア出身。

置や規則に関与していたが、慰安所は、軍が組織として設置したり、将兵たちの使用目的の為に設置されたわけではなかったようだ。また、強制売春と「自由意志売春」（真の自由意志の売春がこの世に存在するかどうかとも疑問であるが）の違いも曖昧であり、女性たちは、少なくとも時にはだまされ、慰安所に止まらせるために脅されてもいた。

国立公文書館 [ARA] で調査した他の公文書からは、少しではあるもののジャカルタにいた慰安婦に関する更なる情報を得られた。例えば、ガン・ホーニング慰安所（別称：桜バー。前述の桜倶楽部の事）、そしてあまり知名度の高くないペトジョ [Petodjo] にあったハンヴェグ [Hanweg] 慰安所⁶⁰⁾へ女性を調達、補充、また支配人のような仕事に従事していた2人のヨーロッパ人女性の記述もあった。どのような方法でいつ頃集められた情報か不明であったが、4軒の慰安所にいた女性の人数から年齢等の記述も見つかった（表2参照）。

8 スマトラ

スマトラ地域に関しては、慰安婦に関する記述のある公文書はほとんどなかった。スマトラには最低でも7万人の兵士が駐屯し、この数はジャワに勝っていたため、公文書がないという事はむしろ意外であった。資料の欠如の要因はいくつか考

えられる。まず、ジャワと比較し、ヨーロッパ人（含む印欧混血人）が少なかったため、慰安婦の募集があっても、それほどほかのヨーロッパ人の目に止まらなかったこと、オランダ植民地時代のプランテーション制度で既に存在していた性サービスを提供するという慣習が、そのまま日本占領期にも引き継がれたかもしれないということ⁶¹⁾、人口密度が低いということ、そして慰安婦の規則が（第25軍では）厳しかったということも考えられる。

1つの資料によると、パダンにあるサカリオ・レストラン [Sakario] (旧ドゥ・エインドラクト [De Eendracht]) は慰安所としても使われ20人程度のヨーロッパ人女性がいたが、公文書には、このサカリオ・レストランにいたインド人周旋人の記述があった⁶²⁾。また、もう1点の公文書には、やはりパダンのことで、売春を強要されたオランダ人男性の姪のことが書かれていた⁶³⁾。プールヘイストは、抑留所から「志願者」を募る軍当局の強引さを報告しているが、同時に強引な軍の行為に対し、憲兵隊が介入し志願者でない女性を守ったとも記述している。

9 ボルネオ島ボンティアナック

1943年9月ボルネオ島の海軍民政部は、日本人がインドネシア人女性及び中国人女性と関係を持

つことを禁止した（蓄妾禁止令）。1943年12月に、日本海軍将兵、軍属、一般邦人用の4軒の慰安所へ元娼婦だった女性達が集められた。慰安所を6軒に増設した際、特警隊（海軍特別警察隊）が、既に日本人男性と関係を持った経験のある女性達を集め慰安所へ送った⁶⁴⁾。記録によれば、4人の女性はスラバヤから来ている。ボルネオの慰安所は、民間邦人が軍に協力する趣旨の報国会が運営していた。当時ボルネオ在住の日本人を尋問した情報を基にして書かれた公文書によると、慰安婦の内5分の1が中国人、残りの5分の4はインドネシア人だったという。少額の現金が直接女性達に支払われ、全額（1軒の慰安所につき1日約60ギルダー）の3分の2は、女性たちの銀行口座へ直接入金された。この地域での運営は報国会がおこなっていた。

上述の情報は慰安所の開設と運営に直接関わっていた当時ボルネオ在住の日本人を尋問した記録からのものなので、開設、運営等に関しては比較的信頼できる資料と思われる。使用した資料の内、1点の資料は、長い証言の抜粋でしかなかったが、他は海軍特別警察隊軍曹の尋問調書と、1944年10月から1945年4月までの期間、各慰安所から毎日金銭を収集する担当者、南洋興発会計係りの尋問調書の英訳であった⁶⁵⁾。ボルネオ地域でおきた売春に関係する戦犯裁判の判決もあったが、今回の調査では判決文またその他の調書を検討できなかった。

10 バリ島

外務省公文書館には、バリ島での女性周旋に関する資料がいくつかあった⁶⁶⁾。1942年及び1946年に複数のバリ人男性がオランダ語で書いた記録によると、日本占領期が始まった頃、日本人兵士の、女性に対する嫌がらせが横行していた。女性を集

めて慰安所へ送るといような噂が流布し、連れで行かれることを免れるため、偽装結婚が盛んに行われるようになった。正式に日本当局から命令され、バリ人の官吏が地元の有力者に依頼し、おこなわれた女性の調達は、慰安所用の女性と日本人将校の愛人用も含まれていた。公文書から、この募集の結果は窺い知れない⁶⁷⁾。この2点の資料は、同人物によって異なる時期、つまり異なる歴史環境のなか、異なる政治的圧力のなかで書かれたものである。このような、時代背景が異なっている2点の資料だが、大きな違いが見られないため情報としての信頼性は高いと思われる。他の1点の資料は、女性の犠牲者数人も含め異なる生活背景のバリ人の証言を抜粋した記述だった。日本人の猥褻行為のため女性の調達に関わった中心人物として、日本人憲兵隊の指図にしたがっていたバリ人男性と2人の中国人男性を指摘している。これは、慰安所のための徴募ではないようだが、連れ去られた期間は3日から10日であった。女性たちはその後、自宅に戻されている。女性たちは全員がバリ人だった⁶⁸⁾。

11 ハルマヘラ

国立公文書館からは、ハルマヘラにあった7軒の慰安所に関する貴重な資料が見つかった⁶⁹⁾。公文書には、慰安所にいた慰安婦の民族別人数、慰安所運営に関わった部隊名、運営期間等も記されていた。しかし、この資料には、どのように女性を集めたかという説明はなかった。表3は、オランダ語で書かれた資料の一部であるが、同じファイルには、パタピアにあった日本事務局 [Japanese Affairs] によって1946年7月に作成された「ハルマヘラ地域民政部と建設部の組織」という英語で書かれた資料もあった。英語の資料は、1942年後半から民政部と建設部の組織変えがあっ

表3 「イアンジョ」一覧表⁷⁰⁾
 ハルマヘラ所在慰安所

	所在地	期間	管理責任	民族	人数
1	ガレラ [Galela]	44年3月～8月	阿部部隊	インドネシア人	約25人
2	ミティ島 [Miti Island]	44年7月～8月	青木部隊	インドネシア人	約20人
3	カウ(クス) [Kaoe (Koesoe)]	44年2月～6月	224設営隊	インドネシア人	7人
4	カウ [Kaoe]	44年2月～6月	第26海軍特別根拠地隊	中国人 インドネシア人	4人 7人
5	ワシル(フリ) [Wasile (Foeli)]	43年～44年7月	白木部隊	日本人 朝鮮人 インドネシア人	1人 5人 約30人
6	マリフト [Malifoed]	43年9月～44年6月	102施設隊 第26海軍建設部	インドネシア人	5人
7	テルナテ [Ternate]	42年6月～45年8月	テルナテ派遣隊	インドネシア人	5人

<付記> 同ファイルのもう一点のオランダ語資料に、阿部部隊は阿部飛行場大隊、青木部隊は第113飛行場大隊青木部隊と説明されている。

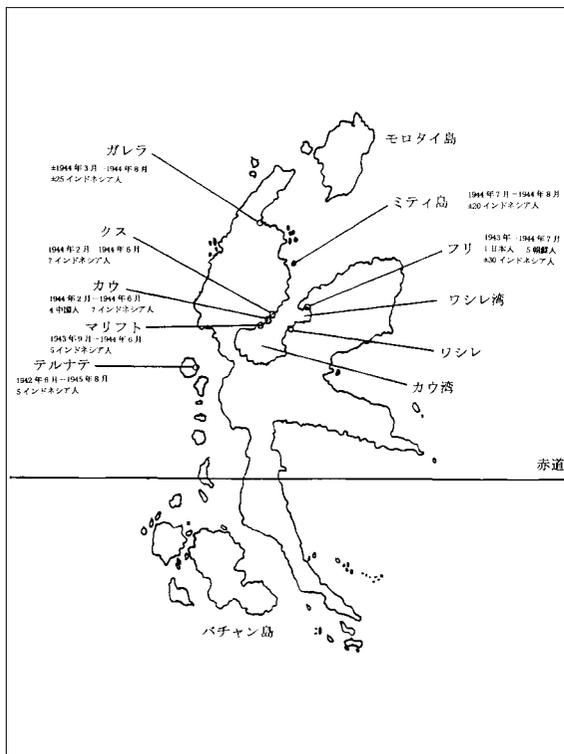


図3 ハルマヘラ

た1944年2月まで約2年間テルナテの「行政長官」を勤めた者が作成した。しかしながら、同人物がオランダ語資料の情報提供者だったか否かは不明である。

12 セレベス（現スラウェシ）

この地域の売春に関する資料は数点保存されている。戦争中のオランダ軍情報局 [NEFIS] 資料は、原住民⁷¹⁾組織がマッカサル（現ウジュンパンダン）にいた日本人に協力して「日本人売春用」に、女性を集めるため助力した記述がある⁷²⁾。他の報告書には若い女性達に、東京へ留学させると騙し、ケンダリやボマアラの慰安所へ連れていった。ボマアラとコラカの慰安所を目撃したという個人からの情報も入っていた⁷³⁾。

13 アンボン

1943年10月から12月までの「BC級戦犯容疑者」尋問調書にアンボン島のバトゥ・ガントゥンにあった慰安所について短い記述があった⁷⁴⁾。支配人は「ワヤン・スタンブルの元喜劇役者」で、地元の少女を慰安婦に徴募、ジャワの少女も雇っていた。2人の支配人補佐のうちの1人は他島有力者の娘、もう1人はアンボン憲兵隊将校の愛人であった。

14 モア島

ここでも強制売春の戦犯裁判ケースがある。モア島の慰安所には5人の少女が、近隣のセルマタ島から連れて来られていた。彼女たちは、父親たちが憲兵隊に向かって反抗行動をおこしたということの罰として連れてこられ慰安婦として働かされた。この慰安所の開設者だった日本人将校の説明

から⁷⁵⁾、彼女たちは1944年9月から8週間この慰安所に入れられていた。合計25人の男性がこの慰安所を使っただけ。慰安所にはこの5人に加え、1人の少女の合計6人がいた。

結びにかえて

13人の日本人が有罪になった、バタビアBC級戦犯裁判のスマラン慰安所開設の公判記録は、事件を再現するに耐えられるだけの情報が公文書として残っていた。このスマラン慰安所事件の戦犯裁判の為に集められた情報から、ジャワの慰安所設置の許可は地元の兵站部から出され慰安所経営者は、一人一人の女性が売春する意志があるか確認、趣旨書に署名、定期検診、そして定期的に金銭の支払いがおこなわれているか確認しなければならなかったということがわかった。一方、ジャカルタの桜バー（桜倶楽部）に関する一連の資料は、軍の関与が非常に少なかったことを示している。しかし、定期的に軍警察または憲兵が点検にきたり、行政区長官が要請して開設したりといった状況は、他のケースと大変類似していたらしい。証拠となる公文書は充分見つかっていないが、ジャワにあった多くの慰安所は、公の許可は必要であったが個人が（私的に）経営していたようである。このような公的許可と私的経営のシステムは、基本的には日本の婦女子売買禁止国際条約への参加によって変容した公娼制度と同様であった。もちろん、こういった制度があるうが、日本や戦前のインドネシア（少なくともジャワ）のように、無許可や「不法」な売春業も多数存在していた。軍隊公娼制或いは慰安所の開設の許可は、ジャワの第16軍だけが特別おこなったというわけではない。海軍統括のボルネオ島ボンティアナックでは、軍当局が、地元のインドネシア人や中国人女性との関係の代替として、軍人、軍属、一般邦人用の

慰安所を作ることを命じている。ハルマヘラにあった数件の慰安所や、モア島にあった慰安所は軍の部隊が直接管理していた。また、アンボン、カリジャティ、ティモールにあった慰安所は、軍指定や軍経営の慰安所であったが、他の多くの地域にあった「慰安所」が軍に関連があったか、またどのように関係があったかに関しては更なる調査が必要である。

戦後に作成された戦争中の売春に関する資料の大多数は、ヨーロッパ人の女性の事が中心に記されている。理由としては、資料が（戦後間もなく救援部隊）連合国のアンケートから起源を發し、アンケートは主にヨーロッパ人（含む印欧混血人）つまり抑留所の中にいた人々を中心に配られたので、抑留所外の様子はあまり観察されていなかった。他の資料はヨーロッパ人等の移民や他の行政手続きの関連で作成したためであった。更に、当時の状況から非ヨーロッパ人からの情報提供を軽減させる要因もいくつかあったと考えられる。捜査開始初期1945年から1947年はインドネシアの独立戦争期にあたり、オランダの統括下のない地域もあった。またオランダの統括下にあった地域でも、インドネシア人の目には、捜査をする人間は外国人侵入者代表とも映ったかもしれない。そのような理由からか捜査に対して、ほとんど協力者が得られなかったようであった。さらに、調査記述は戦争裁判に使われ、BC級戦犯裁判は連合国及び連合国民に害したものを犯罪と見做し、日本の支配を「受け入れた」インドネシア人や「無国の民」に対しての犯罪は抹消されていたのかも知れない⁷⁶⁾。また多くのオランダ人は、独立戦争でオランダと戦っているインドネシア人をヨーロッパ人の加害者と考え、このことも第2次世界大戦中のインドネシア人犠牲者を捜査する意欲をくじいたのかもしれない。

抑留所の外にいた女性を慰安婦として徴募する

ことはあまり注意して見られていないようであったが、何点かの資料は見つかった。このような、資料は非ヨーロッパ人慰安婦に関する情報を提供する手助けになった。また、スマランからフロレスへ連行された事件は、ヨーロッパ人女性が少なくとも9人は関連したということもあって、抑留所の外にいた女性に関して、まとまった記録が残っている数少ない事例の1つであった。ここで最も重要なことは、非ヨーロッパ人の慰安婦の記録、非抑留者からの慰安婦が東部インドネシアへ連れられて行かれた記録、当時から語られることなかった女性たちの声が記録として公文書に残っている可能性があるということである。他の多くの公文書には、ほんの短い記述に限られている。ある公文書は、強制、欺瞞、説得という手段で女性達を集めていったことを示しているが、ある公文書は、慰安所自体の説明や慰安所にいた女性達の事が書かれていた。海軍地域では、女性は主に現地で集められているが、ジャワやシンガポールといった地域では、集められた女性達は、必要に応じて移動させられていた。その例はスマランからフロレスへのケースでも、またプールヘイストの報告の中にあつたカリジャティ飛行場からティモールへ移動させられたケースでも理解することができる。

民族、人種

「日本人」女性という記述の中には、朝鮮人、中国人も含まれていることがある。着物を着たり日本人の嗜好をしたインドネシア人の女性も、離れた場所から目撃されているような場合はこの「日本人」女性に含まれていることがある。ジャワ人、原住民、現地人、インドネシア人、朝鮮人、日本人、印欧混血人女性といった「人種あるいは民族」の資料記載をそのまま受け入れるか判断するには、1点の資料からは困難である。「ジャワ

の女性」や明確に特定した人種・民族の詳細な記載は、信用度の高い情報と思われるが、原住民、インドネシア女性といった曖昧で一般的な記録は、出身地あるいは、民族・人種に関する記録としては信用価値が低いようである。残念なことに、今回検討した資料の中には、非ヨーロッパ人女性のいた慰安所の状況を細かく記録してある資料はほとんどなかったが、いくつもの断片的な情報は、さらなる調査を進めて行くことにより慰安所の件数、所在地だけでなく、女性の出身地、人種・民族、またどのように集められたかを知る手がかりになることがわかった。

レストラン、バー、慰安所

戦後おこなわれた多くのヨーロッパ人へのインタビューから、レストランやバーの仕事は、売春と同一視する傾向があったことが明らかになった。これは、慰安所で働く女性を募集する時に、日本人や他の周旋屋がよく使った婉曲表現に由来するとも考えられる。このような婉曲表現が、その表現から同一視が生まれる状況は、当時の日本(内地)の、公娼と「芸者屋やレストランや茶屋で働いていた女性たち」との緊密な関係を考えれば当然の事と思われる。戦前の広州や台湾では、芸者、酌婦、売春婦は定期的に性病検査を受けさせられた。一方、日本(内地)では女給や酌婦が、売春の主流であった⁷⁷⁾。また、規模や組織力がしっかりしていた慰安所は、旧ホテル内に位置し、多くはレストランに隣接していた。施設周辺は、日本軍人や一般邦人の娯楽場として使われていた。慰安婦の移動、特に一つの慰安所から他の慰安所へといった移動は一般的におこなわれていた。

時代区分

1943年までの時期は、慰安婦に関する公文書の

記録が非常に少ないが、その時期でも、インドネシア人やヨーロッパ人女性の募集は、地方ごとに小規模な慰安所用に行われていたという。1944年の初頭に起こったスマラン事件を始めとする中部ジャワ抑留所関連の事件は、高級将校によって終止符が打たれた経過からも、事件は、確かにジャワにいたオランダ人慰安婦の募集という点において、1つの転機になったということは、オランダ3公文書館の資料からもある程度理解できたが、その事が直接他の人種、民族の募集でも同様であったとは限らない。しかし、この時期の前後半年間に(インドネシアの周辺で)種々の変化が起こったことを付け加えておく。1943年後半にはマレー半島の慰安施設の規定の発行、同年12月には、ボルネオで正式な慰安所数軒を開設、そして翌年の1944年初頭には、ハルマヘラでも慰安所が開設されていった。時期的に近接しているこれら一連の事例が、それぞれ何らかの結びつきがあるのかは、今後さらに詳細な記述のある記録の発掘がない限り、結論をだすのは難しい。

最後に、今回の調査で公文書それぞれに規則性また性格があることが理解できた。詳細が綴ってある資料は、ジャワBC級戦犯裁判に関連するものであった。しかし他の地域で訴因は慰安婦とは全く関係がなさそうな戦犯裁判関係の資料の中に、微少ではあるが慰安婦に関する記述があった。つまり、無関係に見える資料の中から慰安所の開設、慰安婦の募集、慰安所の運営等の記録の多くが発見されるということである。このことは、当調査報告に記述がないから、あるいはBC級裁判や公文書の分類が慰安婦に関することではないからといって、オランダ公文書館に資料が存在していないというわけではないことである。

すでにスマラン慰安所事件の犠牲者ジーン・ラフ・オハーンの証言に見られるように、資料の記述が最近の証言の事実確認を手助けしていること

があり、証言に加え、これらの公文書資料は豊富な情報源になる上、50年以上経った記憶の変化も同時に示唆してくれる。ヨーロッパ人また印欧混血人女性の関わっている慰安婦に関する情報や、慰安婦の徴募、日本人男性との他の性的関係の募集といった情報は、外国旅行者や高級官吏の身元調査の書類の中にも少ないながら記録が残っている。他には、慰安所のあった場所、慰安婦の人数や出身、女性の移動や、地方別の女性募集の手管についての記録が、戦中、戦後の資料と共にオランダ公文書館に所蔵されている。非ヨーロッパ女性の慰安婦に関しては、こういった断片的で「些細な」記録の中に書かれている。こういった一つ一つの断片的記録は、それ自体では、あまり信憑性もないし、さして重要な資料ではないが、他の資・史料や証言と併せ、双方の情報の正確性を検討した上で歴史の再構築に役立てることは可能である。また、個々の情報を見るのではなく、包括的に検証し全体像を掴むために使用すると、第2次世界大戦中のインドネシアにおける慰安婦を知る上で大いに価値のある記録として生きてくると思われる。

注

[]には、資料に記載されていた固有名詞の綴りを、()内には筆者の説明を付した。

- (1) 茶園義男編『BC級戦犯と蘭裁判資料・全巻通覧』不二出版、1992年、268頁。茶園によると、BC級戦犯裁判では、売春強要の罪でオランダが30人、アメリカが1人、また中国が1人に判決を下した。
- (2) 『朝日新聞』の第1報は、1992年7月21日であったが、判決文の抜粋は1992年8月30日に掲載された。同様の判決文は(日本政府に)補償要求をしているオランダ人元抑留者及び捕虜からなる「日本の道義的債務団体」の弁護士によ

り入手され、1994年1月25日、日本側弁護団に「オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求事件」の提訴証拠資料として提出。その後日本語に翻訳され『季刊 戦争責任研究』第3号、1994年(春季号)44-50頁に掲載された。

- (3) 著者パート・ファン・プールヘイストの名前に関しては、オランダ及び米国等で一般的に使われているオランダ人著者の引用方法を踏襲し、参考文献にはPoelgeest, Bart van.で本文にはファン・プールヘイストではなくプールヘイスト[Poelgeest]と記載する。

- (4) Poelgeest, Bart van. 1993. *Gedwongen Prostitutie van Nederlandse Vrouwen in Voormalig Nederlands-Indië*, Tweede Kamer, vergaderjaar 1993-1994, 23 607, nr.1. Sdu Uitgeverij Plantijnstraat, 's-Gravenhage.

1994a. "Report of Study of Dutch Government Documents on the Forced Prostitution of Dutch Women in the Dutch East Indies during the Japanese Occupation". Unofficial Translation, January 24, 1994.

「日本占領下蘭領東印度におけるオランダ人女性に対する強制売春に関するオランダ政府所蔵文書調査報告」、『季刊 戦争責任研究』第4号、1994b。

- (5) オランダ領東印度では、印欧混血人[Eurasian](直訳:欧亜混血人)という分類は法的な物ではなかった。法的には、ヨーロッパ人に認知された子どもがヨーロッパ人の法的地位を与えられた。公文書の記述も統一性がないため、印欧混血人という記述が特にならない限り、この報告書ではヨーロッパ人は「純粋な」ヨーロッパ人と印欧混血人の両方を指すこととする。
- (6) 「日本」は、現在の日本という枠組みではなく、当時植民地だった朝鮮、台湾等も入ること

がある。報告書は、日本民族の枠組みを主題にしているわけではないため、「日本人」、「邦人」等の用語に対しては、流動的に使用している。ただし、「内地」といった場合に限り、沖縄を除く現在の日本を意味する。

- (7) Piccigallo, Phillip R. 1979. *The Japanese on Trial: Allied War Crimes Operations in the East, 1945-1951*. Austin and London: University of Texas Press.

Groot, L.F. de, Oud-President Temporaire Krijgsraad Batavia.1990. *Berechting Japanse Oorlogsmisdadigers in Nederlands-Indie 1946 - 1949*, Temporaire Krijgsraad, Batavia. 's-Hertogenbosch: Art & Research. Vol. 1.参照。

「強制売春」が主題に選択された理由は、おそらく戦後インドネシアにおけるオランダ政府が「強制売春を目的とした婦女子の誘拐」を戦争犯罪としたため、「強制売春」に関する多量の公文書が残っていたからと思われる。

しかし、当然の事ではあるが、公娼制や軍売春に対しては、強制という言葉を使うことによって社会の道徳コンセンサスを獲やすかったということも事実であり、それは伝統的に売春制度があるオランダのような国でさえ、大きな役割を果たしていた。

- (8) 吉見義明編集・解説『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992年、33 - 36頁。1904年版では未成年は20歳以下、1910年版では21歳以下と記述されているが、1925年に日本が受け入れた改正版では18歳以下となっている。
- (9) 同上。
- (10) Hesselink, Liesbeth. 1987. "Prostitution: A Necessary Evil, Particularly in the Colonies. Views on Prostitution in the Netherlands Indies". *Indonesian Women in Focus: Past and Present Notions*. Edited by Elsbeth Locher-

Scholten, and Anke Niehof, 205 - 24, *Verhandelingen van het Koninklijk Instituut voor Taal-, Land- en Volkenkunde*, 127. Dordrecht-Holland: Foris Publications. 216 - 7.

- (11) 吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書384、岩波書店、1995年。鈴木裕子「からゆきさん、『従軍慰安婦』、占領軍慰安婦」、『岩波講座 近代日本と植民地5』、岩波書店、1993年、234 - 6頁。
- (12) Braconier., A .de .1919 . " Prostitutie ". In *Encyclopaedie van Nederlandsch - Indie*. Tweede Druk ed. Onder redactie van D.G.Stibbe, 511 - 15 . 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff, Leiden : E . J. Brill : 511 - 515.

Hesselink, Liesbeth. *op.cit.*, 1987 : 207.

Ingleson, John. 1986. " Prostitution in Colonial Java ", *Nineteenth and Twentieth Century Indonesia: Essays in Honour of Professor J.D.Legge*. Edited by David P. Chandler, and M.C.Ricklefs, 123 - 40. Monash Papers on Southeast Asia, 14. Clayton, Victoria : Southeast Asian Studies, Monash University.

- (13) 英語の翻訳はプールヘイスト、前掲、1994a。日本語の翻訳（プールヘイスト、1994a）はプールヘイスト、前掲、1994b。
- (14) 現在では一般化しているcomfort station（慰安所）、comfort women（慰安婦）という語彙は公文書原文に記載されていない。基本的には当報告書で記述した慰安所は、公文書原文では売春宿、置屋、娼館という意味のbordeel（蘭語）或いはbrothel（英語）、また yoshiwara（吉原）という記述である。また、公文書原文のmilitary brothel（軍売春宿）は軍慰安所、prostitutes（売春婦）は慰安婦と表現している。lanjoとローマ字で綴った記述は1点見つかった。これに関しては、カタカナでイアンジョと表記した。

- (15) 許可を迅速に得るため、当調査報告書の原文は英語で執筆し、日本語に直訳した。出版許可は、国立公文書館 [ARA]、外務省公文書館 [BZ]、国立戦争資料研究所 [RIOD] の各公文書館責任者から、オランダ政府の閲覧条件に適しているか確認の上出された。
- この場を借りて、今回の調査及び報告書の許可手続の際、公文書館員および責任者の方々がご尽力くださったことにあらためて感謝を示したい。
- (16) Jaquet, Frits G.P. 1983. *Sources of the History of Asia and Oceania in the Netherlands. Part II: Sources 1790-1949*. Muchen, New York, London, Paris : K.G.Saur.
- (17) 調査期間の最終時点で日本語の資料検討の為の閲覧依頼を申請し、これらの資料閲覧の許可を受けたが、残念な事に、許可はオランダを離れた後だったため、今回は資料閲覧検討は不可能だった。
- (18) Graaff, M. G. H. A. de and A. M. Templaars. 1990. *Inventaris van het Archief van de Algemene Secretarie van de Nederlands-Indische Regering ende daarbij Gedeponeerde Archieven, 1942-1950. Deel III: Gedeponeerde Archieven van Departmented Diensten, Commissies en Funktionarissen*. Den Haag : Algemeen Rijksarchief, Tweede Afdeling参照。
- (19) この公文書はVos de Wael個人の報告書という事から、請求番号が付けられていないため、巻末補足資料には、便宜的に番号をつけて一覧表にしてある。
- (20) キャンディーは、南アジア及び東南アジア英司令官マウント・バッテン卿の本部があった。因みにインドネシアは1945年7月に東南アジアに参入された。
- (21) 吉見義明、前掲、1992年、105 - 6頁。これは、北支方面軍及び中支派遣軍参謀長に宛てて出されている。この文書には、1942年日本占領下ジャワの初代第16軍指揮官今村均の署名も見られる。
- (22) 早稲田大学 旧社会科学研究所にて閲覧。
- (23) RIOD 027091参照。
- (24) 例えば、外務省公文書のNefis / CMI 1942 - 1949、Voorlopig nummer 7(42)、Betrouwbaarheidsonderzoek 2 226a/938dに見られるが、バンドゥン市外のホテル支配人に関する最初の報告書の記載は他の公文書でよく引用されているが、間違った情報であったようだ。
- (25) RIOD 060928参照。
- (26) バンドゥンの記述はNEFIS BAS/5600とVos de Wael #4に、マゲランはNEFIS BAS/5693とBM/2825に、スラバヤに関してはRIOD 060928とVos de Wael #2 & 13、そしてマランはRIOD 060921参照。簡単な内容を巻末の一覧表にまとめてある。
- (27) Vos de Wael #1 & 6、RIOD 019448、NEFIS BAS/5654。
- (28) RIOD 003437によると、当初は軍人以外が使用する事も許されていたらしい。複数のパーに関する記述はNEFIS BAS/5664。
- (29) NEFIS BAS/5664。
- (30) NEFIS Bes/ 5 /にはスラバヤ、PG32にはバンドンの記述がある。スマランに関しては、後述スマラン～フロレス事件を参照。
- (31) RIOD 060921。
- (32) RIOD 060928。
- (33) 抑留所の名前は、矛盾していることがしばしばある。例えばRIOD 035054を見ると、1人の被害者は、彼女を含め8人が第4抑留所（おそらくアンバラワ第9抑留所のことであろう）から、そして次に9人が第2抑留所（アンバラワ第1或いは第6抑留所）から、連れて行かれた

となっている。また判決文には、スマラン東、ゲダンガン、ハルマヘラ、アンバラワ第4、アンバラ第6の5ヶ所の抑留所が記されていた。

(34) RIOD 000238 (インタビュー-322b)

(35) BURAM Box 5、MHA-M、Vos de Wael #13参照。プールヘイストの報告書を含み、他の記述によると、ゲダンガン抑留所での抵抗は、大変厳しいものだったため、抑留所からは、「志願者」だけが連れて行かれたとされているが、NEFIS BM / 1123、BM/ 1125、BM/ 1126等の記述では、後日、志願者を集めたと書かれている。また、プールヘイストによるとハルマヘラ抑留所でも若い女性の代わりに志願者があったが、日本側が断っている。

(36) これらの規則を確認できる資料はまだ発見されていないが、スマラン慰安婦事件の判決文によると、スマラン勤務の軍将校がこのような手続きを踏んでいたことを示している。(『馬來広報』のように)第16軍のインドネシア語『Kan Po』及び日本語『官報』にはこのような規定はみられない。このような規則は、陸軍将校レベルで会報や軍内部規則のようなものを通して周知されたのかもしれないが、現在のところでは文書として残されている形跡はない。

(37) 吉見義明『従軍慰安婦資料集』大月書店、1992年、377頁。この日本占領期初頭から開設した慰安所は、ヨーロッパ人女性を抑留所から連れてきた慰安所と同様と思われる。1人は、1944年スマラン事件発覚のため慰安所閉鎖後東部ジャワに移動している。

(38) この将校は、陸軍省俘虜管理部員兼俘虜情報局事務官の小田島薫大佐であった。スマラン慰安所の状況をしり、直ちに南方軍総司令部と第16軍司令部へ通知した。吉見義明、前掲、1995年、185頁参照。

(39) RIOD 019429参照。RIOD 027091によると、

慰安所経営者の陳述は、スマラン事件の判決文に第13番目の被告として出ている。1947年に日本政府により収集された情報によると、1942年8月には、既に慰安所を営業していた。吉見義明、前掲、1992年、377頁。

(40) 多くの情報は、民間人医師と1人の女性との1945年と1946年の間の証言から抜粋したものである(RIOD 000238参照)。この2人はスマランの地理を熟知していたため、情報は信頼のおけるものと考えられる。他の参照資料は、戦犯裁判の判決文である(RIOD 046943)。旧ホテルの所在地は*Interlocale Telefoongids 1940*を参考にした。

(41) ブラカン・ケブン1番にあったホテル“H. Owa & Nederland”は、1940年にはタン・スウィ・スワン [Tan Swie Swan] が所有していた。

(42) RIOD 000012によると、当初スマラン倶楽部へ連れて行かれた女性達は、1944年4月頃、1人は慰安所日の丸へ、他の女性達は将校倶楽部あるいは双葉荘へ移動させられた。この証言は、フロレス島の慰安所へ移送する女性を選考する直前、スマラン倶楽部が閉鎖されたことを指し示している(フロレス島の詳細は後述)。

(43) 判決文抜粋日本語訳は「オランダ女性慰安婦強制事件に関するパタビア臨時軍法会議判決」、『季刊 戦争責任研究』3号、1994年、44 - 50頁。オランダ語一部Groot. *op.cit.*,1990. pp.32 - 38, pp.497 - 8. Pg.503、判決の概要は1992年8月30日付け『朝日新聞』及び内海愛子「『スマラン慰安所』事件」、『Indonesia2』1996年、1 - 18頁。内海愛子の詳細な説明は、スマラン慰安所事件の判決文及び陳述書からのものと思われるが、参考文献に記されている公文書請求番号を含め、この論文には多くの誤りがある。吉見義明が使用した資料は、朝日新聞社の提供、吉見義

明、前掲、1995年、238頁。

(44) RIOD 000003。

(45) RIOD 000012。

(46) RIOD 019424。この件では、最低2人の日本人男性がこのような手助けをした。そのうち1人の日本人は、1946年10月16日、スマラン市内のブル刑務所事件で死亡したと言われている。あるヨーロッパ人の証言によると、このスマラン「慰安所」事件の結果、何人もの憲兵隊員が地位を失っている。

(47) RIOD 000238。

(48) レストランに関する内容は判決文から引用。

(49) 1947年1月日本で自殺した時の遺書であった。吉見義明、前掲、1995年、188頁。

(50) RIOD 034258、RIOD 034251参照。抑留所リーダーは、日本人たちに明確な反対意志表示をしなかったとか、日本人抑留所管理者たちに対してあまりにも「親しすぎる」といった、抑留所にいた他の女性たちからの非難に対して自己弁護することばかりを考えていたようだが、彼女たちの証言記録は概して信憑性の高いものである。多数の証言録を読んだ後、ヨーロッパ人抑留所リーダー達が、たえそれが不本意であったとしても、日本人に協力していたということが明確になった。他の抑留者による証言記録は、本文末の一覧表参照。

(51) 証人の説明には、ある程度話にくい違いがある。抑留所副リーダーの証言記述によると、15人の内、確かに8人は無理矢理連れて行かれたが、他の7人は、だいたい自分の意志で行ったことになっている。また、この副リーダーは、他の女性達が証言しているような警察署での「選考」に関しては全く覚えがないようである。またそのうち何人が戻されてきたかもはっきりしていないようである (RIOD 034258)。

(52) ヨーロッパ人抑留所リーダーは、1月25日に

日本人が「道徳観念に薄い」女性の名簿をリーダーに渡したと主張しているが (RIOD 034251) 抑留所リーダーの補佐は1月25日に連れて行かれた若い女性を返してもらうため、その後作成し日本人に渡したと認めている (RIOD 034258)。

(53) Vos de Wael # 9の文書のみ、この事件についての記述があったが、事件の発生日と事件に巻き込まれた女性の数は異なっている。

(54) このケースが戦犯裁判で起訴された事は、Groot. *op.cit.*, 1990年、35 - 38頁参照。

(55) NEFIS BM / 2825。

(56) RIOD 018117参照。

(57) 日本人社会の中では、この男性の流暢なインドネシア語とオランダ語は有名なことであった。インドネシアにいた他の日本人と異なり、日本人以外の人々とのコミュニケーションという点において問題がなかったようである。戦後、短い間ではあったが (有罪判決後、獄中で病死) 捕虜収容所に入っていた日本人の通訳として手助けをしていたようである。河合政「ジャワの日本人」、『大東亜戦史』蘭印編4、富士書苑、1968年、52 - 3頁参照。

(58) この事件に関する論文は、Piccigallo 1979. *op. cit.*, 内海、前掲、1996年参照、及びCase No. 76. 1949. *Law Reports of Trials of War Criminals, Vol. XIII*, 122-25. London : Published for The United Nations War Crimes Commission by his Majesty's Stationary Office。

(59) 同上の国連戦争犯罪委員会 [UNWCC] 発行のこのケース (Case No.76) に関する論文によると、基本法令は“ Under the war crimes are understood acts which constitute a violation of the laws and usages of war committed in time of war by subjects of enemy power or by foreigners in the service of the enemy, such as.....7. Abduction of girls and women for the

purpose of enforced prostitution.”[「戦争犯罪とは、戦争中に敵国臣民或いは敵国に使用されている外国人によって、戦争の法規及び慣例に違反して犯された事実をいう、例えば..。7. 強制的売いんのための婦女子の誘かい」と書かれている(日本語訳、茶園義男、前掲、1992年、62頁)。このケースに関して、誘拐は明らかに存在しなかった。「貧困の打撃」という状況を経営者は私欲の為に「利用」したと裁判所は記述しているが、このケースは、戦犯というより民事ケースのようであった。ただし、この経営者のヨーロッパ人の愛人兼支配人が、日本人ではないことから何ら訴追されなかったことが戦犯裁判であるためとはいえ、そうではあるが。

(60) PG 31参照。

(61) 例として、RIOD 017333の資料は、苦力の妻が日本人の愛人になるように強要された件は、慰安婦とは直接の関係がないが(プールヘイストの報告書には引用されていたが) この事は、スマトラでの戦後調査で慰安婦問題がはっきりと顕れなかった理由を提示している。

(62) RIOD 018346参照。

(63) RIOD 018118参照。

(64) RIOD 019636、RIOD 019902参照。他の資料は、5軒の慰安所と記されているが、慰安所の開設に関わった者の証言では合計6軒を増設したとなっている。回答者が関係者であった事から、6軒という証言が比較的信憑性のあるものと考え、本文では6軒を採用した。RIOD 009793には、シンカワン [Singkawang]、シンタン [Sintang] にも慰安所が作られたと記録されているが、これは上述の6軒には含まれていないと思われる。

(65) RIOD 009793、RIOD 019902、RIOD 019636参照。

(66) BZ Nefis/CMI 1942-1949、Voorlopig nummer 7(42) Betrouwbaarheidsonderzoek 2 226a/938d 参照。

(67) この資料の内容はプールヘイストの報告には含まれていなかった。おそらく、問題の焦点がバリ人の女性で、ヨーロッパ人ではないためであろう。

(68) RIOD 016410参照。

(69) AS 5191参照。

(70) この文書には慰安所をローマ字でlanjoと綴っていた。

(71) 当報告書に記述してある原住民は、すべて公文書の記述nativesの直訳である。

(72) PG 29。

(73) RIOD 017145。

(74) PG 29。

(75) RIOD 016380、RIOD 016382。

(76) Piccigallo, *op. cit.*

(77) League of Nations. 1933. "Commission of Enquiry into Traffic in Women and Children in the East". *Report to the Council*. pp.103 - 104.

文献目録

(同一著者が同一年(1994年)に日英両語で論文を発表しているため、英文のものを1994a、日文のものを1994年bと表記した。)

日本語文献

内海愛子「『スマラン慰安所』事件」、『Indonesia2』第5/6号、1-18頁。

「オランダ女性慰安婦強制事件に関するバタビア臨時軍法会議判決」(新美隆解説、安原、横山翻訳)、『季刊 戦争責任研究』第3号、1994年 44 - 50頁。

オランダ政府 [Poelgeest, Bart van] 「日本占領下
蘭領東印度におけるオランダ人女性に対す
る強制売春に関するオランダ政府所蔵文書
調査報告」(吉見義明解説、安原桂子翻訳)
『季刊 戦争責任研究』第4号、1994年b。

河合政「ジャワの日本人」、『大東亜戦争史』蘭印
編4、富士書苑、1968年 30-53頁。

鈴木裕子「からゆきさん、『従軍慰安婦』、占領軍
慰安婦」、大江志乃夫他編『岩波講座 近代
日本と植民地 5 - 膨張する帝国の人流』岩
波書店、1993年、223 - 50頁。

茶園義男編『BC級戦犯和蘭裁判資料・全巻通覧』
不二出版、1992年。

売春対策審議会編『売春対策の現況』大蔵省印刷
局、1959年。

吉見義明編集・解説『従軍慰安婦資料集』大月書
店、1992年。

吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書384 岩波書店、
1995年。

外国語文献

- Atlas van Tropisch Nederland.* 1938. Batavia:
Koninkrijk Nederlandsch Aardrijkskundig
Genootschap in samenwerking met den
Topografischen Dienst in Nederlandsch-
Indië.
- Case No. 76. 1949. *Law Reports of Trials of War
Criminals, Volume XIII.*, 122-5. London:
Published for The United Nations War
Crimes Commission by his Majesty's
Stationary Office.
- Branconer, A. de. Prostitutie. In *Encyclopaedie
van Nederlandsch-Indië.* Tweede Druk ed.
Onder redactie van D. G. Stibbe, 511-15. 's-
Gravenhage: Martinus Nijhoff; Leiden: E.J.
Brill.
- Eastern Archipelago Plans in the Northeast Part
of the Halmahera Group. 1938. Washington,
D.C.: Hydrographic Office under the
authority of the Secretary of the Navy.
From Netherland Government surveys
between 1914 and 1924. Small corrections
from Notices to Mariners, printed:
Sept.1950.
- Gelder, W. van, and C. Lekkerkerker. 1935.
Schoolatlas van Nederlandsch-Indië. 21e
herziene druk ed. Groningen & Batavia:
J.B. Wolters.
- Graaff, M. G. H. A. de, and A. M. Tempelaars. 1990.
*Inventaris van het Archief van de Algemene
Secretarie van de Nederlands-Indische Regering
en de daarbij Gedeponeerde Archieven, 1942-
1950. Deel III: Gedeponeerde Archieven van
Departementen, Commissies en
Funktionarissen.* Den Haag: Algemeen
Rijksarchief, Tweede Afdeling.
- Groot, L. F. de, Oud-President Temporaire
Krijgsraad Batavia. 1990. *Berechting Japanse
Oorlogsmisdadigers in Nederlands - Indië 1946-
1949, Temporaire Krijgsraad, Batavia.*'s-
Hertogenbosch: Art & Research.
Volume 1 (Deel 1 : De Rekening Gepresen-
teerd)
- Halmahera and Adjacent Islands. 1951.
Washington, D.C. : The Hydrographic
Office, under the authority of the
Secretary of the Navy. From Netherlands
surveys between 1914 and 1928 with
additions from various sources to 1950.
- Hesselink, Liesbeth. 1987. Prostitution: A
Necessary Evil, Particularly in the
Colonies. Views on Prostitution in the

- Netherlands Indies. *Indonesian Women in Focus: Past and Present Notions*. Edited by Elsbeth Locher-Scholten, and Anke Niehof, 205-24. *Verhandelingen Van Het Koninklijk Instituut Voor Taal-, Land- En Volkenkunde*, 127. Dordrecht-Holland: Foris Publications.
- Hicks, George. 1995. *The Comfort Women : Japan's Brutal Regime of Enforced Prostitution in the Second World War*. New York: W.W. Norton.
- Ingleson, John. 1986. Prostitution in Colonial Java. *Nineteenth and Twentieth Century Indonesia: Essays in Honour of Professor J. D. Legge*. Edited by David P. Chandler, and M. C. Ricklefs, 123-40. *Monash Papers on Southeast Asia*, 14. Clayton, Victoria: Southeast Asian Studies, Monash University.
- Interlocale Telefoongids voor Java, Madoera en Bali*. September 1940. Batavia-C. : P.T.T., 51.
- Jaquet, Frits G. P. 1983. *Sources of the History of Asia and Oceania in the Netherlands. Part II: Sources 1796-1949*. Muchen, New York, London, Paris : K. G. Saur.
- League of Nations. 1933. Commission of Enquiry into Traffic in Women and Children in the East. *Report to the Council*. Geneva.
- Piccigallo, Philip R. 1979. *The Japanese on Trial: Allied War Crimes Operations in the East, 1945-1951*. Austin and London: University of Texas Press.
- [Poelgeest, Bart van]. 1993. *Gedwongen Prostitutie van Nederlandse Vrouwen in Voormalig Nederlands-Indië*, Tweede Kamer, vergaderjaar 1993-1994, 23 607, nr. 1. Sdu Uitgeverij Plantijnstraat, 's-Gravenhage.
- 1994a. Report of a Study of Dutch Government Documents on the Forced Prostitution of Dutch Women in the Dutch East Indies during the Japanese Occupation. Unofficial Translation, January 24, 1994.
- Ruff-O'Herne, Jan. 1994. *50 Years of Silence*. Sidney, Amsterdam, New York : Editions Tom Thompson.
- Velden, D. van. 1977. *De Japanse Interningskampen voor Burgers Gedurende de Tweede Wereldoorlog (The Japanese Civil Internment Camps During the Second World War)*. 2nd ed. Franeker: Uitgeverij T. Wever. 1st ed 1963, contains colored pictures.

オランダ公文書館慰安婦関連公文書一覧表

1998年6週間に亘り実施したオランダ3公文書館 国立戦争資料研究所、国立公文書館、外務省公文書室 調査で検証した資料のうち、慰安婦に関連した記述があるものを公文書の種類ごとにまとめ一覧表にした。表は、国立戦争資料研究所、国立公文書館（ 蘭印高等裁判所検察局公文書1945 1949、 蘭軍情報局、 A.F.X.Vos de Wael ） 外務省公文書室の順番でまとめた。

全表を通して、()には筆者の補足説明を、[]には原文の綴りを記載した。綴りは、市町村以上の行政区域、抑留所名以外の固有名詞に付記した。

国立戦争資料研究所 [Rijksinstituut voor Oorlogsdocumentatie : RIOD]

*表には請求番号、公文書作成日、ケース発生年、場所の他、短い説明を記載した。

請求No.	頁	作成日(年.月.日)	発生年	場 所	内 容
000003	8	1946. 1. 8	1944	クンジャラン・キドゥル抑留所	スマラン慰安所への強制徴募。アンバラウ抑留所について。カナリ通り [Kenarilaan] での経験と将校倶楽部について。
000010	2	1946. 1. 8	1944	同上	同上
000012	9	1946. 1. 7	1944	スマラン抑留所	慰安所日の丸について。
000026	3	1946. 1. 12	1944	スマラン	スマランの慰安所にいたオランダ人婦女子について。
000238	11		1944	スマラン	抑留所婦女子がスマラン慰安所へ強制的に連れて行かれたことについて。
	3	記載なし	1944	同上	同上
	2	1945.12.14	1944	同上	同上
	2	1945.12.13	1944	同上	同上
	1	記載なし	1944	同上	同上
	1	1945.12.17	1944	同上	同上
	1	1945.12.16	1944	同上	同上
000263	3	1946. 4. 3	1943-4	ムンティラン	ムンティランとマゲランの慰安所へ強制徴募。
000270	2		1944	スマラン	慰安婦用婦女子の選考について。ブラカン・ケブン [Belakang Kebon] 通りの中華ビルについて。
003437	4		記載なし	ソロ	軍慰安所「フジ・リオカン」(富士旅館?)について。
004006	9		1944	スマラン	慰安所にいる婦女子への手助けについて。
009792	4	1946. 3. 18	1943-5	ポンティアナック	ポンティアナック慰安所設置の情報。数人の証言を抜粋。
016380	2	1946. 2. 1		モア島	モア島の慰安所へ女性の補充。女性たちは父親の行動に対する処罰を理由にされ慰安所へ連れて行かれた。

016382	2	1946. 1. 13	1944-5	モア島	モア島慰安所計画者の説明と5人の強制慰安婦と1人の志願者慰安婦に関する情報。
016410	2	1946. 7. 24	記載なし	バリ	地元女性を募集する数々の手法について。
017145	4	1946. 6. 18	1943	東南セレベス	ポマラアとコラカの慰安所にいた女性に関する情報。東京に留学させてあげるとたまされて慰安婦に。
017161	2		1944	マカッサル?	1944年にできた新しい慰安所について。
017333	1	1946. 3. 19	1944	ジャンビ	女中のインドネシア女性が日本人男性と寝ることを強制されたこと。
018117		1946.11. 5	1944-5	スマラン	スマランで集められフロレス島へ慰安婦として送られた婦女子について。
018118		1946.12.11	1942	パダン?	NEFIS日々報告：慰安婦に強制的にさせられたオランダ男性の姪についての説明。
018206	2	1947. 6. 21	1942-5	パダン・バンジャン	1942年発生の少女強姦について。抑留所にて日本人が嫌がらせをおこなう。パダン・バンジャンにある日本軍レストランでヨーロッパ人が強制され酌婦に。
018346				パダン	インド人が慰安所としての機能があったサカリオ・レストラン、旧ソシエテイト・ドゥ・エインドラクト[Societeit De Eendracht]で慰安婦周旋。
019186	2	1945.12.15	記載なし	マラン地区	レストラン、クラブヘメナド人女性を周旋するメナド人とアンボン人の役割。印欧混血人、アンボン人、メナド人25人を使っているメナド人所有の慰安所。
019362	4	1946. 7. 18	1944	バタビアとクラマツ抑留所	スマランからの女性到着。
019424	3	1946. 3. 27	記載なし	スマラン	双葉荘 / 青雲荘、旧ホテル・ファン・ブラッセル [Hotel van Brussel] 軍慰安所にいた1人の女性への救助について。
019429		1946. 5. 15	記載なし	スマラン	スマランのレストラン/慰安所について。医療状況。印欧混血婦女子を使い再開。
019448	3	1946. 6. 15	1943	バンニューワングとボンドウォソ	ボンドウォソにある数軒のホテルやパーを含む慰安所への募集。
019499		1945.11.16	記載なし	スラバヤとムンティラン	スラバヤの(ヨーロッパ人?) ダンスバンドリーダーが日本人のための「歓楽娘」提供に関与したことについて。ムンティランのケースについて言及あり。
019636	5	1946. 3. 1	記載なし	ポンティアナック	女性関係に関する特警隊規則と慰安所の設置について。当初4軒、後6軒になる。内2軒は軍専用。
019902	2	1946. 3. 29	1943-5	ポンティアナック	特警隊、海軍慰安所のために女性を逮捕。住宅地に近接したパビリオン [pavilion] にあった慰安所について。インドネシア人女性、中国人女性との結婚禁止について。
020061	3	1945.12.22		スマラン	ヨーロッパ人や中国人その他の男女の慰安婦周旋について。慰安所へ連れて行かれた女性について。
022053	28	1946	1943-5	バタビア	戦犯委員資料。バタビアのガン・ホーニング [Gang Horning] 慰安所の支配人裁判から裁判資料4点。
025545	3	1946.10.16	1944	スマラン	慰安所への女性選び。

025557	2	1946.6.9	1944	ハルマヘラ抑留所	「志願」と強制慰安婦。
025583	2	1946.3.22	1944	ハルマヘラ抑留所	オランダ人婦女子のスマラン慰安所への徴募。
025640	1	1946.2.7	1943	ムンティラン	強制と「志願」慰安婦。
025646	1	1945.12.10	1944	アンバラワ 6	婦女子慰安所へ連れて行かれる。
025647	1	1945.12.13	1943	アンバラワ [6]	慰安婦募集について。
025665	3	1946.3.8	1944	アンバラワ 6	慰安婦に「選ばれた」女性に関する詳細説明。
025681	2	1946.7.6	1943	アンバラワ 6	作成年月日は翻訳年月日であり証言の日ではない。慰安所への女性募集と抑留所の管理。
026502		1945.10.20	1944	アンバラワ 4	慰安所ホテル・スプレディッド [Hotel Splendid] とペンション・ファン・ブラッセル [Pension van Brussel] について。
027091	19	1949.2.18	1944	スマランとムンティラン	判決34/48。抑留所からスマランとムンティランの慰安所へ女性たちが連れて行かれた件に関する裁判。
032514	2	1946.5.11	1944	アンバラワ 6	スマラン慰安所への徴募と、慰安所の状況、コタ・パリス抑留所、クラマツ抑留所について。
034224	3	1948.2.24	1944	ムンティラン	慰安婦の募集について。
034228	3	1948.2.24	1944	ムンティラン	同上
034232	2	1948.2.25	1944	ムンティラン	同上
034235	4	1948.2.17	1943?	ムンティラン	同上
034239	3	1948.2.18	1944	ムンティラン	同上
034348		1948.3.10	1944	ムンティラン	同上
034251	4	1948.2.13	1943-4	ムンティラン	同上
034255	3	1948.3.17	1943	ムンティラン	同上
034258	3	1948.3.16	1943-4	ムンティラン	同上
035054	3	1946.2.13	1944	アンバラワ 4	ケブン・ブラカン [Keboen Belakang] の中華ビル慰安所について。慰安所への女性募集について。
035943	27	1948.3.24	1944	アンバラワとスマラン	判決文72/47。抑留所からスマラン慰安所へ女性徴募に関する裁判ケース。
046996	7	1948.9.11	1944	アンバラワとスマラン	判決文72a/47。抑留所からスマラン慰安所への女性徴募に関する裁判ケース。
060921		1944.8.28	1942-3	マランとカリジャティ	NEFIS報告書。慰安所について。
060928				スラバヤ	NEFIS報告書。慰安所について。
061830		1946.11.11	1942-4	バンドゥン	バンドゥンにあった日本人将校用の慰安所とチハッピート抑留所？からの女性たちについて。将校倶楽部に関する記述。
080125		1946.10.21	1944	アンバラワ 8	慰安婦募集について。

国立公文書館 [Algemeen Rijksarchief : ARA]

蘭印高等裁判所検察局公文書 1945 - 1949

[Het Archief van de Procureur-Generaal bij het Hooggerechtshof van Nederlands-Indië, 1945-1949 : PG]

* 頁の左側に位置する番号は公文書請求番号を示す。一つ一つのファイルには、多数の資料がまとめて入っているため、便宜上 a . b . c . 等のローマ字を付記した。短文は公文書の内容要約、或いは引用文の日本語訳である。プライバシーの保護を考え名前は伏せ字にした。

請求No.	内 容	
28	1945年8月までの地域ごとの「容疑者」一覧。英語。含む下記の資料。	
	a .	ジョグジャカルタ 1人のジャワ人慰安婦/スパイ。1943年の避難報告書から。
	b .	スラバヤ 日本人将校用の印欧人女性とインドネシア人女性の周旋をした2人の兄弟について。情報は避難報告書から。
29	地区ごとの「容疑者」一覧。引用文の原文は英語。資料は下記の情報を含む。	
	a .	マカッサル ある著名なインドネシア人民族主義者。日本当局に協力するため設立した「公共治安監督所」(Balai Pengawasan Keamanan Oemoem) の書記官であった。彼は慰安婦として女性を斡旋した。この情報は1945年6月5日の避難報告書をもとに作成された。
	b .	マカッサル 前出の「公共治安監督所」(Balai Pengawasan Keamanan Oemoem) の指導者と市助役について。共済会は女性を慰安婦に提供した。情報は1944年11月28日のもの。
	c .	アンボニア ワヤン・スタンブルの元喜劇役者だった容疑者 婦人はアンボニアのバトゥ・ガントゥンにあった軍慰安所の責任者として日本から任されていた。婦人は、この人身売買のため地元の少女を調達しただけではなく、このような目的にジャワ人の少女を向わせたことへの責任はあった。情報は1943年10月の避難報告書より。
d .	アンボン 容疑者はボルネオ島酋長[the headman]の娘。彼女はアンボニアのバトゥ・ガントゥンにあった軍慰安所の責任者 婦人の手伝いをしていた。彼女は、アンボニアの憲兵隊日本人将校 の愛人であった。情報は1943年12月のもの。	
30	a .	1946年5月10日付けの文書には、日本人男性と関係のあった女性数人に関する情報が掲載。少なくとも1人の女性は、女性たちを日本人将校の手に渡した。
31	a .	ファイルには、ジャカルタの慰安所にいた女性たちを含め、戦争中の一部の女性達に関する情報

		が入っている。
	b .	ヨーロッパ人女性を調達した2人のヨーロッパ人女性に関する情報。この2人は、ガン・ホーニング慰安所とペトジョ [Petodjo] のハンウェグ [Hanweg] の慰安所の支配人として活動していた。
32	a .	日本人に女性を調達した女性達について。モーレン抑留所班長で、パタビアにあったキャピトル [Capitol] (劇場?) の支配人について。
	b .	元警察官からのバンドゥンの状況報告。わずかながら慰安婦に関する記述もある。
	c .	既に拘留されている個人の情報。この資料は、強制的に女性を慰安所に提供したことで告発されている2名に関する記述も含む。
65	a .	資料Nr.182、(1945年10月26日付け) 記述の一部引用。原文はオランダ語。 「私は女性達が家からそして夜劇場から特警 [PID] に連れて行かれたこと、また特警の関与で女性を慰安所に補充していたことも知っています。このようなことにあった女性のうちの1人 さんは、その頃この町のコリア通り [Koreaweg] に住んでいました。」
290	a .	個々人に関する短い記述を集めたもの。記述の中には、4人のメナド人が周旋屋として(特に慰安所への斡旋)活動していたこと、バンドゥンで1人のオランダ人男性が日本人に女性を調達していたこと、マゲランの一個人が外島の慰安所への女性を募集していたこと等がある。

II. オランダ軍情報局 [Netherlands Forces Intelligence Service : NEFIS]

請求No.	頁数	報告日	発生日	発生場所	内 容
BAS/5641	1	1948. 4 .12		バタビア	曙倶楽部 (旧't Hof van Holland) で働いていた1人の女性とその姉妹について、他の情報カード。
	約35	1945 ~ 48		バタビア	情報カードに名前が掲載されていた (ヨーロッパ人?) 女性が、産婦人科の診断書等を提出し自己弁護の説明記載。
BAS/5644				スマラン	ホテル・ドゥ・パピリオン [Hotel du Pavillion] で働いていた女性についての短い記述。
BAS/5647	5	1946 ~ 48		バタビア	バタビアのガン・ホーニング [Gang Horning] 桜バーで働いていた女性に関する記述。
BAS/5651		1947. 5 .25		マラン	日本バー [a Jap bar] で働いていた2人の姉妹に関する記述。
BAS/5654	12	1947 ~ 48		スマラン	中国人と日本人がひいきにしていたセダン [Sedane] 近郊にあったカロリナ・バーと他のレストランの経営者、キリスト教徒メナド人に関して。
BAS/5660	10	1946 ~ 52		バンドゥン	約30人のオランダ人女性とインドネシア人女性がいた慰安所ウェルヘーレン [Welgelegen] に関して。ヨーロッパ人女性が支配人をしていた。慰安所はサイパン陥落後閉店になった。
BAS/5664	1	1946. 9 . 7		ソロ	ソロ市ヨーロッパ人コミュニティの世話人の男性が日本人のため (慰安所の記述あり) 若い女性を捜す手助けをしていた。
	2	1946. 5 .28		サラティガ	シン・コー・カン、バーク・エン・ダル[Berg en Dal] 婦女子抑留所で抱えた問題についての説明。問題には、「道徳心に乏しい」女性と抑留所の周辺に散らかっていたコンドームがあった。「道徳心に乏しい」女性は一覧されている。
BAS/5693	5	1946. 9 .14		マゲラン	憲兵隊と共同で他州の慰安所へ女性を徴募した1人の男性について。
Bes/3/	2	1947. 1 .13	1944-5	チハビット抑留所	日本人バーで働いていたある抑留者の日本人との関係。
Bes/5/	5	1946. 5 .12	記述無	スラバヤ	慰安所へ女性を送る。
Bes/12/			記述無		Prt.10/L : 日本人に数人の女性を渡した人物の名前。
				トゥレテス	Prt.14/L : 1つの館にいた抑留者女性20人と印欧混血人女性9人を管理したインドネシア人について。売春に関しては不明であるが、戦後6人が妊娠した。
BM/1123	2	1946. 5 .27	1944-5	ゲンダンガン抑留所	抑留所からスマランの慰安所へ連れて行かれた1人の女性の証言。
BM/1124		1946. 5 .28	1943	同上	スマラン慰安所用に徴募された女性(年齢18歳以上)について。
BM/1125	1	同上	1943	同上	同上
BM/1126	1	同上	1943	同上	スマラン慰安所用に徴募された女性(年齢15歳以上)について。
BM/2469		1946. 8 .21		マラン	女性の補充に関与した1人のヨーロッパ人男性に関する記述。
BM/2743		1946. 8 .30		バタビア	日本人と共にバーや慰安所へ行った1人のオランダ人男性について。男性の叔母は慰安所を経営、若い女性を慰安所で働かせるため欺瞞しようとした。
BM/2824		1946. 9 .		マラン	日本人の為に女性を捜した1人のヨーロッパ人女性について。
BM/2825		1946. 9 . 4	1942	マゲラン	1942年に慰安所になった数軒のホテルについての記述。これらのホテルの経営者また支配人 (含む1人のチェコ人、1人のスイス人) は女性を周旋また補充した。

III. A.F.X. Vos de Wael 公文書コレクション

	報告日	記述されている場所	発生日	内 容
1	1946. 3. 19	ボンドウォソ、ジェンベル	1942-3	女性の募集。
2	1946. 3. 21	ハルマヘラ抑留所	1944	慰安所のために強制慰安婦と志願者の徴募。
3	1946. 3. 14	スマラン	1942-5	スマランのオランダ人の若い女性の性病と中絶について。これらの女性は他の（オランダ人）女性によって日本人の為に集められた。
4	1946. 3. 15	バンドゥン	記載無	ウェルヘーレン [Welgelegen] 慰安所のオランダ人責任者。
5	1946. 3. 18	アンバラワ第 8 抑留所	1944	慰安所への女性徴募に対する抵抗。
6	1946. 3. 25	ボンドウォソ、ジェンベル	1942-5	ジェンベルのホテル・ボンドウォソ/ジーン・ポール [Jean Paul] に日本人用バーの設置。日本人にヨーロッパ人女性と印欧混血人女性を提供。
7	1946. 4. 1	ソロ抑留所	1944	慰安所への女性徴募に対する抵抗。
8	1946. 3. 18	アンバラワ第 9 抑留所	1944	慰安所への女性徴募と後日起こった抵抗。
9	1946. 3. 25	ムンティラン	1943	慰安所への女性徴募。
10	1946. 6. 5	バダビア	記載無	慰安所の「ハウス・キーパー」としての女性の募集。通訳はドイツ人女性。
11	1946. 3. 30	ソロ抑留所、 ハルマヘラ抑留所	記載無	ソロ抑留所で慰安所への女性募集に対する抵抗という風説とハルマヘラ抑留所での慰安婦募集。
12	1946. 3. 29	プロラ	1942	1942年 5 月強姦事件。
13	1946. 3. 29	スラバヤ、ゲダンガン	1942-4	日本人の為に女性周旋に関与したスラバヤ所在ホテル・ブリストル [Hotel Bristol] とバーの西印度人支配人と他のオランダ人。慰安所への女性の徴募はゲダンガンで 1944年 2 月。
14	1946. 3. 17	アンバラワ第 1 / 6 抑留所	1944	1944年 2 月に慰安所用に女性募集。

外務省 [Ministerie van Buitenlandse Zaken : BZ]

* 1つの公文書番号の中に幾点もの文書が収めてある為、便宜上ローマ字を付記した。

公文書請求番号 : Nefis/CMI 1942-1949, Voorlopig nummer 1 :

	報告日	情報資料	発生場所	内 容
a	1946. 8.			女性を斡旋したオランダ人男性の取り調べ依頼の書簡 (下記の公文書請求番号voorlopig nummer 7, 文書d参照)。詳細の記載なし。
b	1946. 7.26		スラバヤ	書簡。オランダ人男性が「海軍の慰安所設置の為日本人に手を貸し女性を集め強制的に慰安婦にした」という記述。男性は1944年7月捕虜収容所にて死亡。

公文書請求番号 : Nefis/CMI 1942-1949, Voorlopig nummer 7 (42)

Betrouwbaarheidsonderzoek 2 226a/938d:

	報告日	情報資料	発生場所	内 容
a	1946. 9.10	NEFIS Ri/260/Geh.	スラバヤ	ある女性が将校倶楽部を開店しなければいけなかったことについて他のオランダ人女性からの報告。
b	1942. 5.	IGPGK	パリ	パリ人官吏報告書。デンバサールに電話で日本人将校用に10人の女性を補充するように(毎日?)命令があったこと。
c	1946. 5.19	Nefis No.4087/AB2	バンドゥン?	日本人への女性周旋屋について。詳細記述なし。
d	1946. 9.20	Nefis宣誓書	チマヒ	1人のオランダ人男性について。その男性がチマヒ近郊のチサルアにあった山荘ホテル、デ・ウィタ・ウィッケン [De Witte Wieken] の支配人あるいは経営者であったかとの質問。また、抑留される(1942年11月)以前、日本人にヨーロッパ人女性を含め、女性を提供したことはあるかとの質問。ベルヘルスト [Berglust] ホテルの記述もある。文書作成者はこの情報は真実ではないと疑っている様。
e	1946. 9. 4	H宣誓書	パリ	パリ人官吏が日本人へ女性を斡旋したことに関与したことについて。
f		一連の短い報告書	バンドゥン	1944年4月から45年6月までバンドゥン市のコンコーディア(社交倶楽部)で働いていた「サービス・ガール」に関する一連の短い報告書。1945年6月、その女性が泥酔し、はめをはずしたため辞めさせられた。明らかに、日本人と性的関係を持ったことはなかった。